

(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン
(答申案)

令和 3 年 2 月

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	2
3 期間	3
4 策定の方法	4
第2章 地域の福祉に関する現状	5
1 国の動向	5
2 本市の現状	6
3 第3期地域保健福祉計画の振り返り	11
4 本市の福祉分野の取り組みについて	13
5 今後の取り組みに必要な視点	15
第3章 計画の方向性	18
1 基本的な考え方	18
2 基本理念、基本目標	19
3 基本的方向	20
第4章 施策の展開	21
○基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進	22
○基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化	25
○基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	30
第5章 生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進	34
1 一人一人に寄り添い、自立まで伴走する支援	35
2 その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える	39
3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ	45
第6章 計画の推進	52
《掲載予定事業一覧》	53
《資料(案)》	80
○各種データ	80
○市民参加の取り組み	86
○審議経過	101
○関係法令等	109
○用語説明	115

第1章 計画の策定について

1 策定の趣旨

本市では、平成17年に第1期仙台市地域保健福祉計画を策定し、第3期計画まで地域において支えあい、助けあう力（地域の「福祉力」）を高めていく取り組みを進めてきました。

この間、取り組みの一定の成果も見られる一方で、社会状況の変化等により人々の抱える課題は複雑化・複合化しています。地域では自分や家庭内だけでは解決が難しい課題を抱えていても、自ら支援を求めることができずに生活をしている人がいます。そうした課題の解決は、社会とのつながりや身近な支えあいの関係が糸口となり得ます。震災を機に地域のつながりや住民の支えあいの大切さは再認識されましたが、少子高齢化や核家族化の進展、価値観や生活様式の多様化等により地域の支えあいの力は弱くなってきています。

国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において、安心につながる社会保障を目指して「地域共生社会」の理念を掲げました。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域共生社会の実現に向け、平成30年の社会福祉法の改正では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える、多様で複合的な生活課題に地域住民や福祉関係者が気づき、関係機関等との連携により、制度や分野の枠にとらわれず解決が図られるよう、包括的な支援体制の整備に努めることを定め、新たに地域福祉計画に盛り込むべきこととされました。生活困窮者自立支援制度においても、平成30年の関係法の改正により、自立支援の強化を図ることとされました。

また、認知症や知的障害、精神障害等のある方の財産と権利を守る成年後見制度の利用促進、罪を犯した人の円滑な社会復帰を図る再犯防止推進を目的に、それぞれ関係法が施行され、地方計画の策定が努力義務とされました。

成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進のいずれにおいても、支援を必要とする方に適切な支援を行うことで地域での暮らしを支えるという点で地域福祉との関連が深いことから、本市では、市町村地域福祉計画と市町村成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を一体の計画として策定することとします。この計画を、本市における支えあいのまちづくりのビジョン「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」とします。

2 位置付け

法的な位置づけ

- 本計画は、第3期までの地域保健福祉計画と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。
- 平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や、平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、仙台市ホームレス自立支援等取組方針を包含するものとします。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定する計画として位置づけます。

[📄 関係法令等 \(109~111\)](#) [🔗 参照](#)

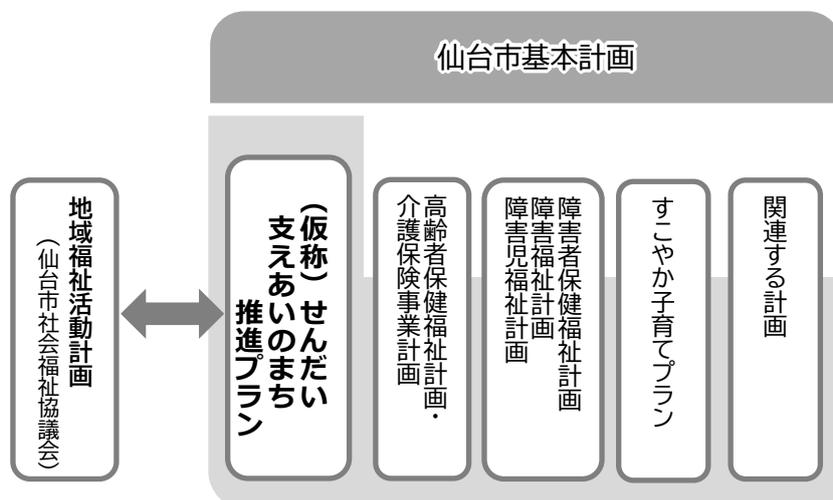
本市関連計画との関係

- 本計画は令和3年3月策定予定の「仙台市基本計画」を上位計画とし、高齢、障害、子ども・子育て等、福祉の分野別計画と整合を図り策定します。
- 平成30年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、本計画に地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、地域のさまざまな福祉活動やその支援等について、充実を図っていくための施策を盛り込みます。

地域福祉活動計画との関係

- 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や地域のさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための活動計画です。
- 本計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものです。本計画の策定にあたっては、理念や目標を共通のものとするとともに、住民座談会や市民フォーラムを合同で開催するなど相互に連携を図っています。

■計画の位置づけのイメージ



SDGs との関係

- SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標です。
- この SDGs の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や本市の目指すまちづくりの理念とも重なることから、本計画では SDGs の理念や目標等を踏まえながら、基本的方向ごとに関連する主な目標を示しています。

■SDGs の 17 のゴール



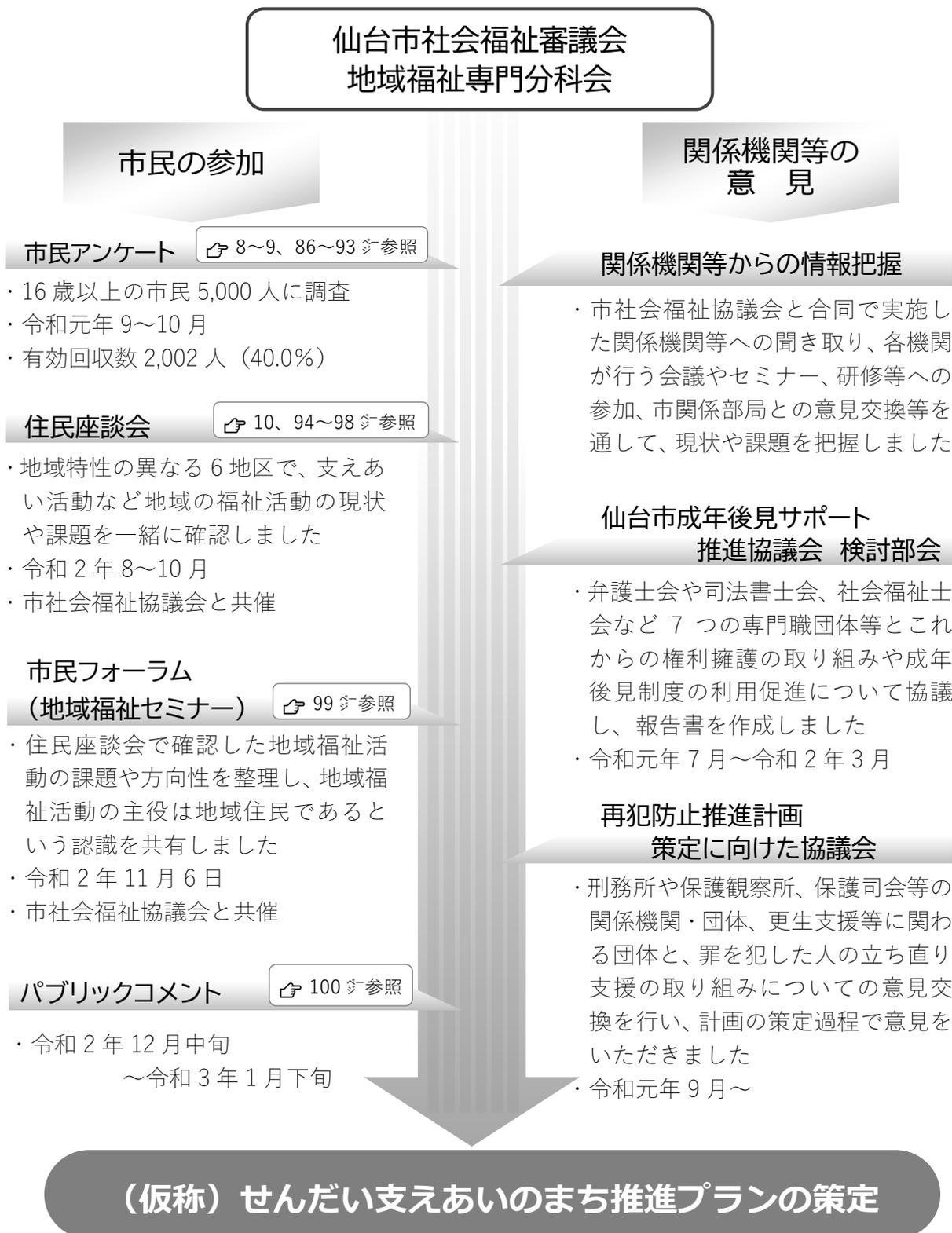
3 期間

- 計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。法改正の動向や計画に盛り込んだ各種施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画名	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31(R1) 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	
(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン							第1期						
市地域保健福祉計画		第2期	第3期					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ※ (仮称) せんだい支えあいのまち推進プランとして一体的に策定 </div>					
市成年後見制度利用促進基本計画													
市再犯防止推進計画													
市ホームレス自立支援等取組方針													
市ホームレス自立支援等実施計画		第3期											

4 策定の方法

- 本計画は、福祉、医療、ボランティア活動、NPO、町内会活動に携わる団体や、学識経験者など 17 名の委員で構成する仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による審議をいただくとともに、市民の皆様、関係機関のご意見を踏まえ策定を進めました。



第2章 地域の福祉に関する現状

1 国の動向

社会福祉法の改正

- 国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして地域共生社会の実現を掲げ、取り組みを進めています。
- 平成 30 年 4 月施行「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 6 月公布）において社会福祉法が改正されました。これにより地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- 同改正法の附則で、公布後 3 年を目途に、市町村における包括的な支援体制を整備するための方策について検討し、所定の措置を講ずることとされました。それに基づき令和 2 年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、包括的な支援体制の整備のための新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

生活困窮者自立支援の推進

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への包括的な支援を強化するため、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。
- 法に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むこととされました。

成年後見制度の利用促進

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産の管理や日常生活等に支障がある方々を支援する重要な手段である成年後見制度の利用を促進するため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。
- 同法第 14 条で、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を定めるよう努めることとされました。

再犯防止の推進

- 犯罪や非行をした人には、安定した仕事や住まいがない、高齢であったり、障害、依存症があったりする、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする人が多くいます。適切な支援を受けることで、犯罪を繰り返してしまうことを防ぎ、地域の安全・安心にもつながることから、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。
- 同法第 8 条により、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

 関係法令等（109～111 頁参照）

2 本市の現状

(1) 各種統計などから

○仙台市の人口は近い将来にピークを迎えた後、緩やかに減少を続ける見込みです。全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでおり、今後も進むものと予想されます。こうした人口減少や少子高齢化の地域差の進行は、今後、地域によってその程度の差が広がっていくことも見込まれます。

仙台市の人口推移と見込み（1950～2070年）

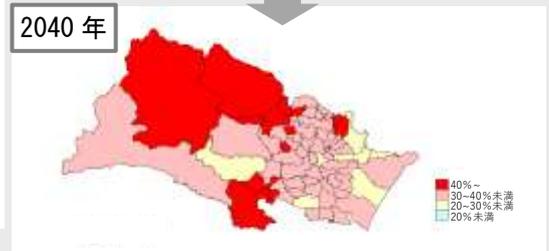


【資料】2015（H27）までは国勢調査結果、2020（R2）は10月1日時点の推計人口、2025（R7）以降は仙台市まちづくり政策局資料

中学校区別の人口増減 （2020年を100とした場合）

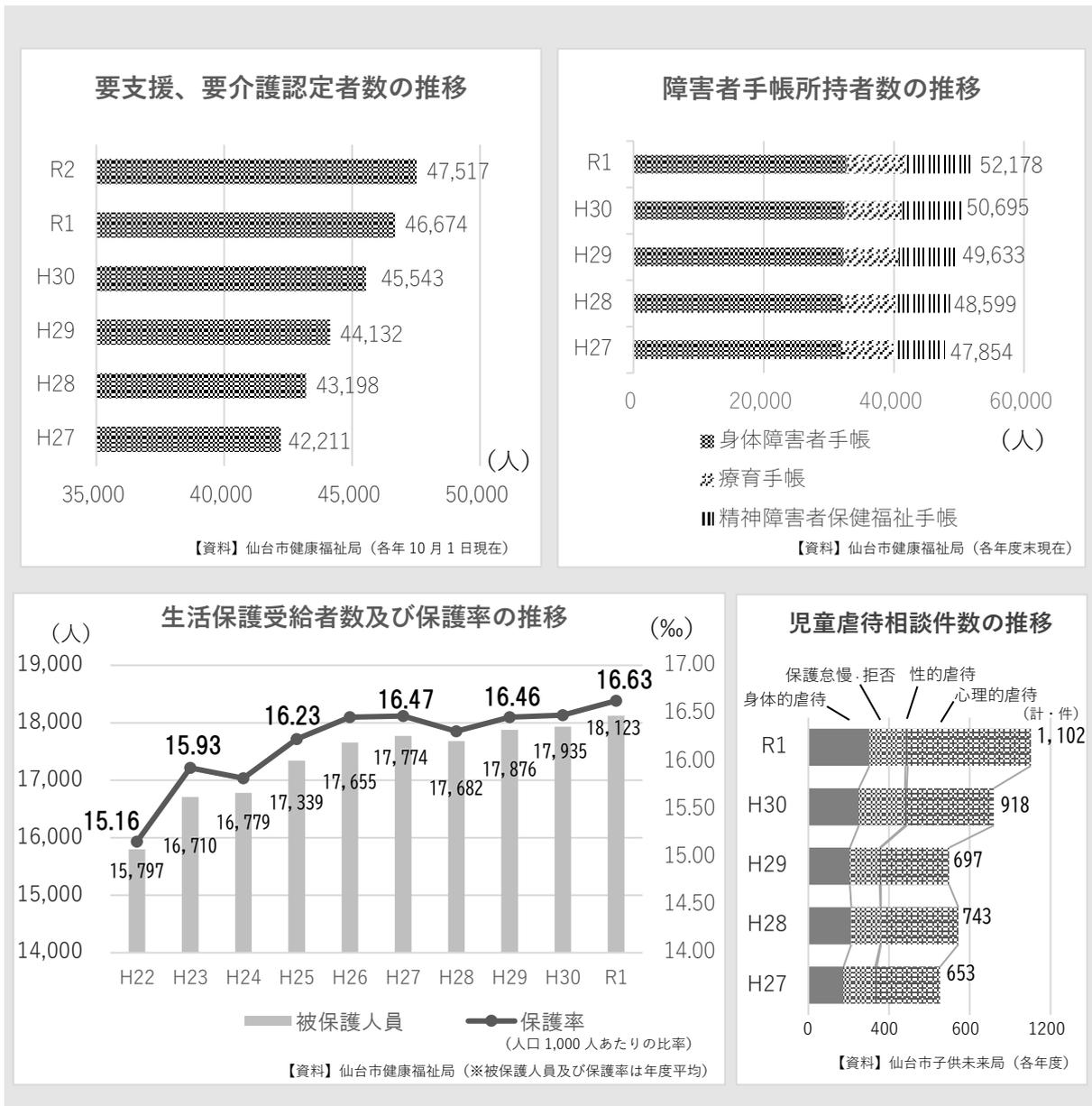


中学校区別の高齢化率（65歳以上）



【資料】仙台市まちづくり政策局（H27 国勢調査結果をもとに作成）

○要支援、要介護認定者、障害者手帳所持者、生活保護受給者など地域で支援を必要とする方は増えています。また児童虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。



○町内会加入率や民生委員児童委員、保護司充足率は低下しており、地域活動の参加者や担い手の減少傾向が見られます。

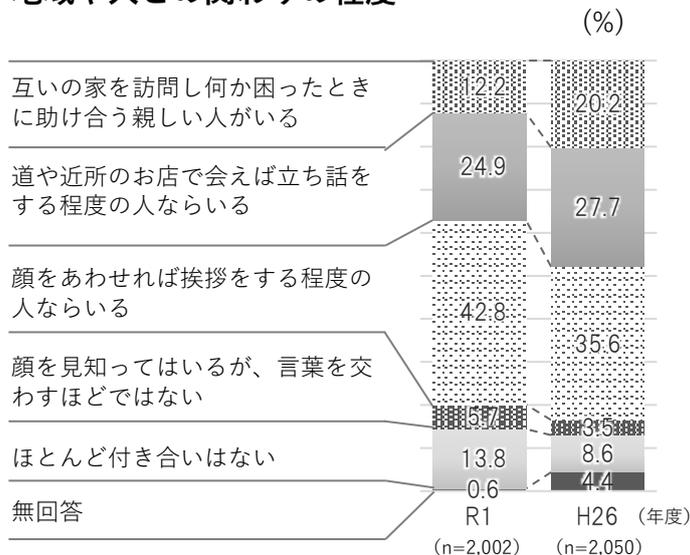
<h4>町内会加入率</h4> <p>(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr> <tr><td>79.7</td><td>79.1</td><td>78.2</td><td>77.5</td></tr> </table> <p>【資料】 仙台市市民局（各年6月1日現在）</p>	H29	H30	R1	R2	79.7	79.1	78.2	77.5	<h4>民生委員児童委員充足率</h4> <p>(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H22</td><td>H25</td><td>H28</td><td>R1</td></tr> <tr><td>97.1</td><td>97.0</td><td>95.8</td><td>94.0</td></tr> </table> <p>【資料】 仙台市健康福祉局 （※過去4回の一斉改選時(12月1日現在)の状況）</p>	H22	H25	H28	R1	97.1	97.0	95.8	94.0	<h4>保護司充足率</h4> <p>(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>R2</td></tr> <tr><td>92.3</td><td>89.3</td><td>85.8</td><td>85.4</td></tr> </table> <p>【資料】 仙台保護観察所（各年1月1日現在）</p>	H29	H30	H31	R2	92.3	89.3	85.8	85.4
H29	H30	R1	R2																							
79.7	79.1	78.2	77.5																							
H22	H25	H28	R1																							
97.1	97.0	95.8	94.0																							
H29	H30	H31	R2																							
92.3	89.3	85.8	85.4																							

🏠 その他のデータ (80~85頁参照)

(2) 市民アンケート調査の結果より

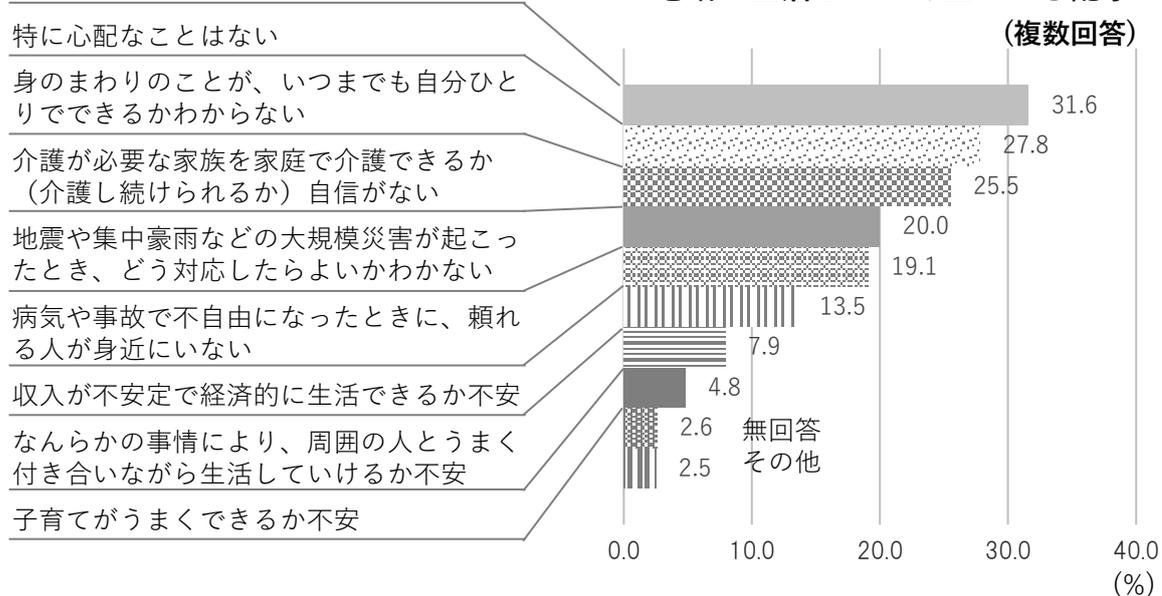
○地域の福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握するため、令和元年度に、16歳以上の市民から無作為抽出した 5,000 人を対象として、「地域の福祉に関するアンケート調査」を実施しました（有効回収数 2,002 人（回収率 40.0%））。
主な内容は次のとおりです。

地域や人との関わりの程度



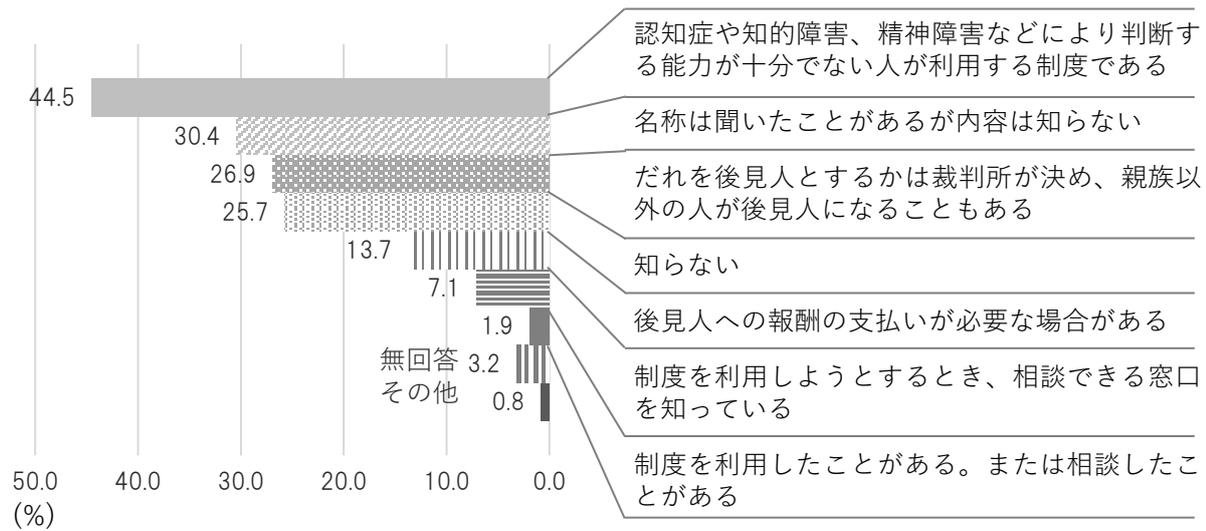
震災を経た平成 26 年度の調査時に比べ、近所の付き合いが少なくなっています。他の設問への回答では近隣での支えあいの経験も少なくなっていることもわかります。それでも、日頃からの交流は大切である、「困ったとき」の助けあいが必要という回答も多くありました。人々の多様化する価値観やライフスタイルに合わせ、地域のさまざまな活動を工夫していくことで地域住民と地域とのつながりづくりを進めることが重要です。

地域で生活していく上での心配事



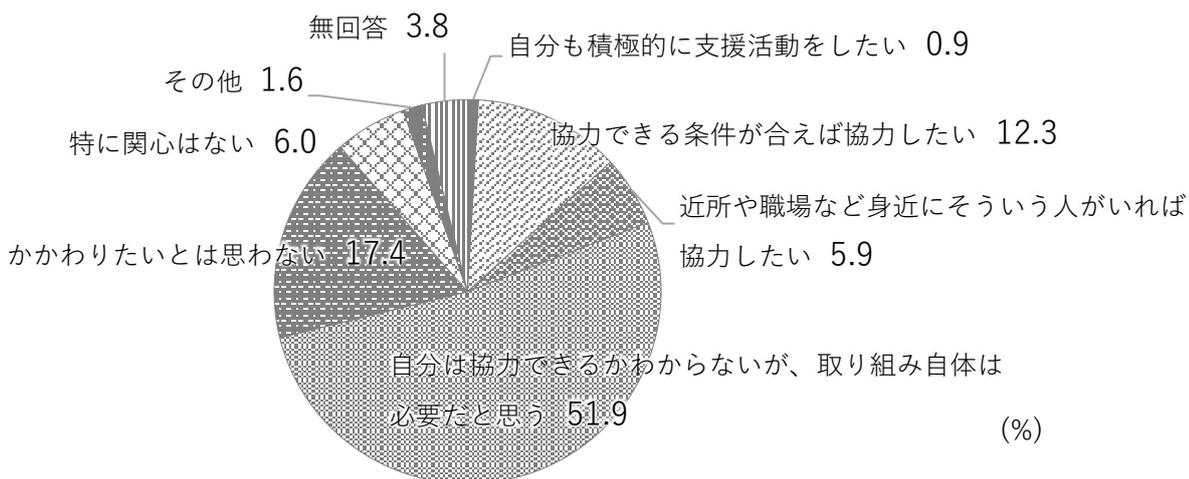
「心配なことはない」とする人が 3 割程度いる一方、介護のことや災害が起きたときのこと、病気や事故で不自由になったときのことを心配する方も多くいます。そうした方の安心のためには身近な相談窓口や福祉サービス等の充実、保健や福祉に関する情報発信、地域での見守り、支えあい活動を進める必要があることがわかります。

成年後見制度について知っていること(複数回答)



どのような人が利用する制度かということも多く知られていますが、具体的な内容はあまり知られておらず、「知らない」も4分の1を占めます。相談窓口についてはほとんど知られていません。利用意向を聞く設問では制度利用の必要性やメリットが十分には理解されていないことが分かり、制度の周知の工夫が必要です。

刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についての あなたのかかわり方



刑務所や少年院などを出た後の生活のしづらさにより再び犯罪に手を染めてしまう人がいることから、地域の安全安心のためにもそういった方たちへの支援が必要だということは一定程度理解されています。しかしながら、その支援に自分自身も関わりたいとする回答は限定的でした。支援の裾野を広げる取り組みが必要であることが分かります。

その他の結果 (86~93 参照)

(3) 住民座談会での声

概要

開催地区 6地区で開催（地区社会福祉協議会の圏域）
八幡地区（青葉区）
南吉成地区（青葉区宮城総合支所管内）
幸町地区（宮城野区）、南小泉南地区（若林区）
長町地区（太白区）、将監地区（泉区）



当日の様子（幸町地区）

開催時期 令和2年8月～10月

参加者 地域活動に携わる方々
地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会、地域の医療・福祉関係施設、社会福祉法人、企業、NPO、地域包括支援センター、学校など

進め方 支えあい活動を進める上での課題や工夫などを、ヒアリング形式で共有・抽出
（※コロナ禍での開催のため、グループワークではなくヒアリング形式で実施）

テーマ
・地域内での支えあい活動の現状と課題の把握
・課題の解決につながる取り組み、アイデアの抽出

内容

地域の状況・地域課題

- ・地域活動の担い手不足、高齢化
- ・若い世代の地域活動への参加が少ない、若い世代とのつながりが薄い

- ・複合的な課題を持つ世帯の増加
- ・支援機関や地域とうまくつながらず、孤立している方がいる
- ・地域に暮らす障害のある方や認知症の方とのつながりが薄い

- ・新型コロナウイルスの影響で活動が停滞／休止している

課題解決につながる仕組み

- ・将来を見据えて地域活動の負担軽減や運営の効率化を図る
- ・回覧板、チラシ、インターネット等、さまざまな手法で活動のPRを行い、活動を知ってもらう
- ・学校や企業など、将来的な担い手となりうる方々が所属する組織等をうまく巻き込む
- ・参加してほしい対象者層に合わせた企画の検討
- ・「きっかけ」をつくり、地域に愛着をもってもらう
- ・子どもから大人まで、いろんな経験を通して、支えあいの精神やボランティア精神を育てていく

- ・地域団体と専門機関等が日頃から顔の見える関係を築き、情報共有できるようにする
- ・地域団体の長同士が集まる機会をつくる
- ・障害の有無や年齢ではなく、地域の人として捉えて支える体制をつくる
- ・障害や認知症への理解を深める場、当事者と交流する機会を創出する

- ・少人数や「密」にならないよう活動を工夫し、地域の方とのつながりを切らさないようにする

[🏠 住民座談会の詳細（94～98頁参照）](#)

3 第3期地域保健福祉計画の振り返り

○平成 28 年 3 月に策定した第 3 期計画では、地域において支えあい・助けあう力（地域の「福祉力」）をさらに高め、未来へとつないでいくための取り組みとして、特に核となる 5 つの重点施策に取り組むことで、その他の施策もあわせて推進してきました。

○第 3 期計画の 5 つの重点施策ごとの評価は、次のとおりです。

重点施策 1 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

<主な成果>

- ・地域防災リーダーの養成講座や市民センターにおける各種事業、区ごとに開催したリーダーやコーディネーター向けの研修会等により、地域活動者の育成を進めました。
- ・協働型の事業への助成や支援を通じ、多様な主体の協働によるまちづくりを進めました。
- ・ネットワーク会議により、ボランティアや市民活動団体間の連携を図りました。

<課題>

- ・新たな担い手の育成の取り組みを進めているものの、依然として地域活動の担い手不足や高齢化が課題となっています。後継者の育成やノウハウ継承の取り組み、団体間や活動者間のつながりづくりを進め、若い世代や多様な主体が地域活動へ参加しやすい環境の整備や仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

重点施策 2 地域団体による福祉活動の充実・強化

<主な成果>

- ・ボランティア保険加入への支援制度を創設し、助成により活動者支援の充実を図りました。
- ・小地域福祉ネットワーク活動のメニュー体系見直しにより、地域課題やニーズの把握、解決に向けた取り組みを進めました。
- ・地域活動マップ等による活動の「見える化」や、地域団体間の交流会、研修等により、活動の好事例の共有を図りました。

<課題>

- ・地域活動が活発な地域とそうでない地域の差が広がっているため、市内各地域での活動の底上げを図っていく必要があります。また地域活動が特定の担い手に頼りきりになってしまっているところもあり、地域活動に参加する人やリーダーの負担感が課題となっています。このため、地域活動に参加する人への活動のノウハウや情報の提供等による支援の充実や、地域団体と関係機関、行政等の連携強化により、地域団体や活動者が活動しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

重点施策 3 コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進

（※コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。））

<主な成果>

- ・復興公営住宅整備地域における支えあいの体制づくりや、平成 29 年度からは毎年重点地区を設定し、住民と協働して地域課題解決に向けた取り組みを進めました。

- ・CSW の活動内容やノウハウの「見える化」により、地域住民や関係機関等に対する理解の促進を図りました。
- ・CSW 同士や関係機関との連絡会、各種研修等により CSW の支援力を高めてきました。
- ・平成 30 年度からモデル事業として、関係機関のコーディネートや地域の支援者への支援等の強化に取り組みました。

< 課題 >

- ・CSW のスキルアップを図りながら、CSW 同士でノウハウや手法を蓄積していく必要があります。また、地域活動の場に積極的に出向いて地域との関係を構築し、地域を基盤に活動する支援者間のネットワークづくりを進めることで地域活動に参加する人を支える体制づくりが必要です。取り組みの状況を踏まえ、CSW の人員強化についても検討していく必要があります。

重点施策 4 災害に強い地域づくり

< 主な成果 >

- ・災害対策の普及啓発の取り組みにより、地域の自主防災活動支援を進めました。
- ・災害時要援護者の取り組み事例集や手引き等を作成し、要援護者の支援体制について周知を図ったほか、アンケート調査等により地域の取り組み状況や課題の把握を進めました。
- ・避難所の環境整備やマニュアルの整備を進めました。

< 課題 >

- ・災害時の要援護者支援体制づくりが進んでいない地域には、関係機関と連携してその地域の状況や課題に応じた必要な支援を進めていく必要があります。また、災害ボランティアや地域防災リーダーなど災害時の担い手育成による地域の防災力向上が必要です。

重点施策 5 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの強化

< 主な成果 >

- ・生活支援コーディネーターなど、地域支援の専任職員の配置等により、専門相談機関や区役所等の総合相談機能の充実を図りました。
- ・企業や学校、医療機関など地域のさまざまな主体と連携し、地域づくりや支援体制づくりを進めました。
- ・地域ケア会議等により地域全体のネットワークづくりを進めました。

< 課題 >

- ・分野別の相談機関では対応が難しい複合的な課題等を抱える世帯が増加しているため、分野横断の支援ネットワークを強化していく必要があります。また身近な地域と多様な関係機関の連携を強化し、課題が深刻化する前に日頃の見守りの中で異変に気付き支援につなげたり、課題を抱えながらも地域で暮らしていくための継続的な支援の仕組みづくりに取り組んだりしていく必要があります。

4 本市の福祉分野の取り組みについて

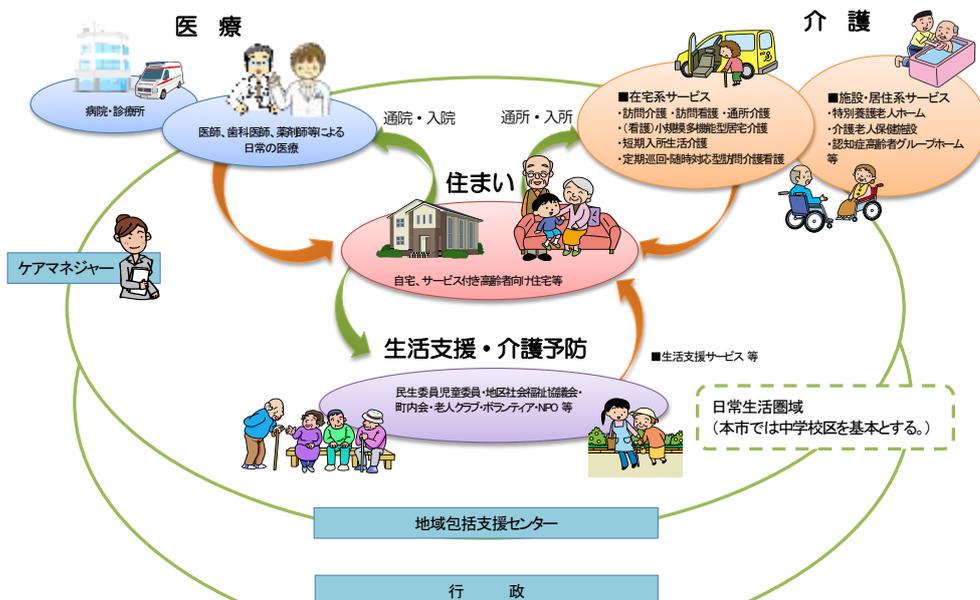
○本市では、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮といった福祉の各分野において、各制度に基づく支援の充実に加え、本人や世帯の状況に応じて生活上の課題を把握し、解決していくため支援の包括化や地域づくり、ネットワークづくりを進めています。

- ・ 高齢分野：「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取り組み等
- ・ 障害分野：障害者自立支援協議会等を中心とした相談支援体制の充実、ひきこもり支援や自殺対策計画に基づく取り組み等
- ・ 高齢・障害：各区保健福祉センターにおける高齢者と障害者の会議の合同開催
- ・ 児童分野：「子ども家庭応援センター」の設置等
- ・ 生活困窮：生活困窮者自立支援制度に基づく取り組み

○地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とする包括的支援の強化が求められています。「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけではなく、すべての住民が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的な支援が連携し、地域を支える包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

<参考：地域包括ケアシステムについて>

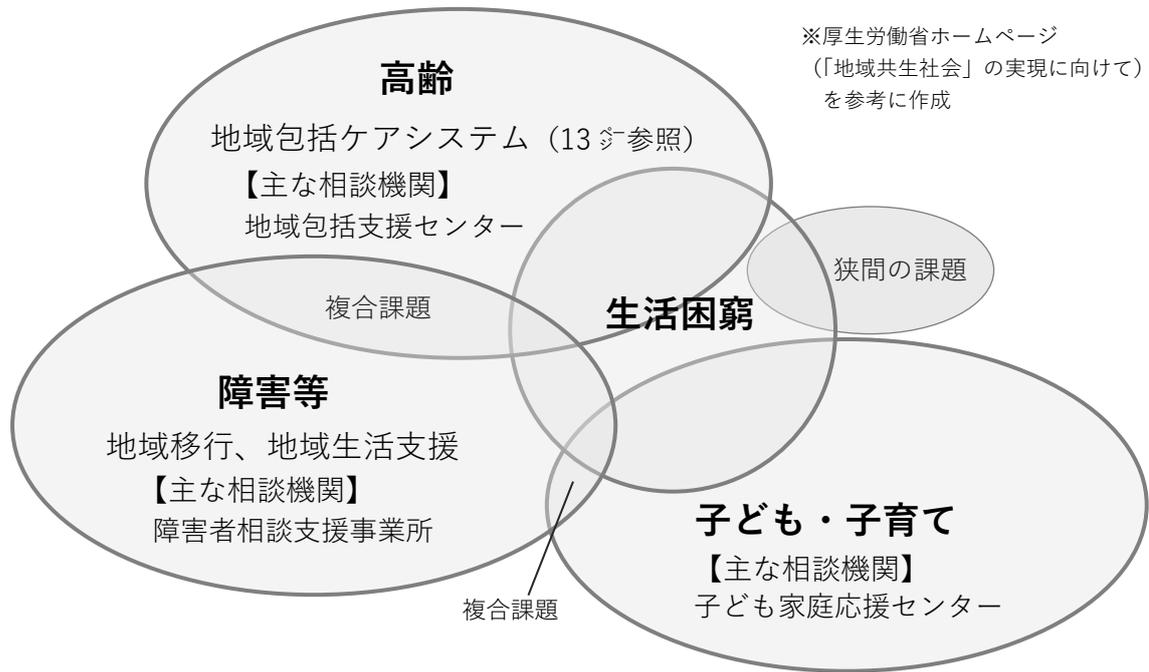
急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書
(厚生労働省ホームページ)をもとに作成

(仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より)

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制



土台としての地域力の強化

主な相談機関と関係機関による協議体

【高齢】

○相談機関

高齢者総合相談 (区役所) (※1)
 地域包括支援センター (52 か所)
 居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)

○関係機関による協議体

地域ケア会議 (介護保険法第 115 条の 48 第 1 項)

【障害等】

○相談機関

障害者総合相談 (区役所) (※1)
 障害者総合支援センター
 精神保健福祉総合センター (自殺対策推進センター)
 北部・南部発達相談支援センター
 障害者相談支援事業所 (16 か所)
 計画相談支援事業所
 視覚障害者支援センター
 難病サポートセンター
 自閉症児者相談センター
 障害者就労支援センター
 ひきこもり地域支援センター

○関係機関による協議体

障害者自立支援協議会 (障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項)

【子ども・子育て】

○相談機関

子ども家庭応援センター (区役所) (※2)
 児童相談所
 子供相談支援センター
 ひとり親家庭等相談支援センター
 のびすく (子育てふれあいプラザ等)
 保育所等地域子育て支援センター (室)
 児童館、児童センター
 いじめ等相談支援室 S-KET
 教育相談室、適応指導センター

○関係機関による協議体

要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項)

【生活困窮】

○相談機関

生活保護担当課 (区役所)
 仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」

○関係機関による協議体

支援会議 (生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項)

※1 高齢者総合相談、障害者総合相談は区役所、総合支所に対応しています。

※2 子ども家庭応援センターは各区役所、宮城総合支所に整備されています。

5 今後の取り組みに必要な視点

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の意見や第3期計画の振り返り、市民意見、関係者間の協議等から、今後の取り組みの視点を以下のように整理します。

<取り組みの視点>

- ・多様性を理解し、認めあう
- ・地域の多様な主体の協働
- ・住民の支えあい活動の推進
- ・総合相談の充実
- ・社会とつながる機会づくり
- ・身近な地域の特性を踏まえた事業の強化
- ・支援ネットワークの強化
- ・市役所内の連携体制

これらの視点は、地域に住む人々が何かしらの「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えたときにも、その人がその人として尊重され、安心して暮らしていける地域をつくっていくために必要な視点です。



■今後の取り組み

上記を踏まえ、本市では、地域の多様な主体と協働し、庁内の連携体制を強化しながら、次の取り組みを進めることで包括的な支援体制の構築を目指していきます。

<取り組みの方向>

- ・多様な価値観を地域や社会が受けとめるための取り組みや、地域や社会からの孤立を防ぐ、または孤立してしまった方のつながりを結ぶことを意識した施策
- ・地域住民の参加と地域の多様な資源の連携を図り、その地域の実情にあった手法と手順で、地域の強みを生かして地域の課題の解決に取り組める地域づくり
- ・誰もが必要とする支援を受けることができるよう、地域と関係機関、行政の連携による、相談を受けとめる機能の強化や困難な課題の解決に向けた仕組みづくり

～ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ～

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人との接触や外出が制限されたことは、地域のさまざまな活動に大きな影響を及ぼしました。
- ・こうした中、改めて人とのつながりの大切さが認識され、つながりを切らさないための活動の工夫を図るなど、新たな形の支えあい活動に取り組んでいる地域や団体も見られます。
- ・これからも地域のさまざまな活動によるつながりづくりが継続されるよう、地域や団体等への支援を一層充実していく必要があります。

圏域の考え方

○本市では、地域の福祉課題解決に向けた活動を進めるための圏域を、次のように段階的に捉えています。

	圏域	主な活動
身近な範囲	隣近所・町内会の班	隣近所での挨拶や付き合いによる、日常的な見守り、支えあいの範囲
	町内会・自治会	町内会活動や民生委員児童委員活動など、日常的な地域活動の範囲
	小・中学校区	連合町内会や地区社会福祉協議会などさまざまな地域団体の活動や、身近な福祉サービスが展開されている範囲 ※地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域は中学校区を基本
より広い範囲	区・総合支所管内	区域を対象とした総合的な施策の企画・推進、福祉サービス等の提供範囲
	市全域	市全域を対象とした総合的な施策を企画・推進、福祉サービス等の提供範囲

○それぞれの圏域にはさまざまな団体、機関、公共施設など多くの地域資源があります。地域の福祉課題解決のためには、各圏域の活動主体それぞれの活動を継続していくことに加え、各主体の強みや多様性を活かしながら、活動主体同士の連携を深めていくことが重要です。

○地域の人々の変化にいち早く気付き、適切な支援につなぐためには、身近な範囲での日常的な声掛けや見守り活動が大切です。一方、地域のさまざまな活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い範囲で取り組みを進めていくことが必要です。

○地域で支援を必要とする方を支援していくにあたり、身近な圏域の地域住民や団体、機関等だけでは解決が難しい課題がある場合は、市・区レベルのより専門的な相談機関やネットワークにつないで解決を図ることが必要です。また専門相談機関や広域のネットワークで把握した課題の解決のために継続的につながり続ける必要がある場合は、身近な圏域の支援者やネットワークと連携することが必要です。こうした圏域を超えたネットワークづくりを進めていくことも重要です。

～ 生活の圏域を超えたつながり ～

- ・価値観やライフスタイルの多様化等により、今日では、身近な地域だけではなく、職場や学校、趣味・サークル活動、SNS など多様な形で人や社会とのつながりを持つ例が見られます。
- ・また、生活圏域とは別の場所で地域活動をする方もいます。
- ・このような多様なつながりや参加の機会の充実も、地域の福祉課題解決に向けた大切な視点です。



一つの「つながり」から幾重もの支援へ

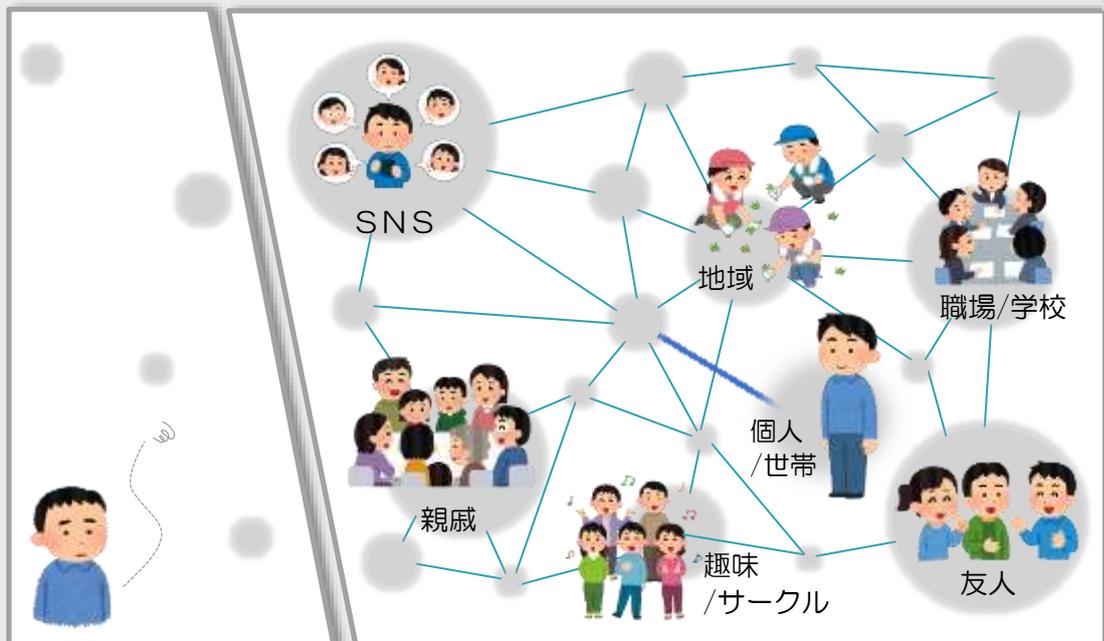
「生きづらさ」を抱えたとき、どこかに一つでも「つながり」があれば、沈んだ気持ちを少し軽くしてくれたり、解決のヒントが見つかったりすることがあるかもしれません。

一つのつながりの先がまた別のつながりを持っていることで、つながりの輪が広がり、いくつもの支援が重なり合っていくこともあります。

つながりの形やつながり方は人によって違います。さまざまなつながりの中から一つでも手を伸ばしたいつながりを見つけられることが大切です。

つながりが見つけれない、自分から手を伸ばせない人もいます。その人に気づいたり、支援のきっかけとなったりできるのはあなただけかもしれません。その人にとっての最初のつながりになって、手を貸せることなら手を貸して、必要なら周りの人にも協力を呼びかける。その人のために専門的な支援が必要なら、相談できる場所がある。そういう地域の関係や仕組みを住民や関係機関・団体、行政が一緒につくっていく意識を持ち、実践につなげていくことが大切です。

つながりの機会が多くあり、つながった先も互いに重層的につながりあっている▼



▲つながりの機会そのものが少ない

第3章 計画の方向性

1 基本的な考え方

- 本市ではこれまで、「誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち」を基本理念に、地域福祉を推進してきました。
- この間の地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域をつくっていく地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、本市のこれまでの地域福祉推進の理念や考え方、取り組みを大切にしながら、さらにさまざまな事情により社会的孤立など生活上の課題を抱えた方等への支援を充実させていきます。
- 本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」です。そして本計画の担い手は、地域の「みんな」です。一人ひとりの住民をはじめ、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、地域の多様な主体の「みんな」が担い手として参加することが地域共生社会の実現につながります。
- 本人や家族による「自助」の取り組み、地域住民や地域団体等による支えあい、助けあいの「互助・共助」の取り組み、行政による公的なサービスである「公助」の取り組みが相互に組み合わさり、地域の「みんな」が一体となって一人ひとりを支えるセーフティネットの構築を推進していきます。それにより、地域共生社会や、現在策定を進めている仙台市基本計画において目指す都市の姿の一つ、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指します。

2 基本理念、基本目標

第1期(平成17~22年度)/ 第2期(平成24~27年度)/ 第3期(平成28~令和2年度)
仙台市地域保健福祉計画

基本理念 誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、
自分らしい充実した生活を送ることができるまち

→年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域でその人らしく自立し、充実した生活を送ることができるよう、地域に関わるさまざまな担い手が力を合わせ、ともに生き、支えあう社会を実現していくことを目指してきました

→この間の地域福祉を取り巻く状況の変化により、これまでどおりの支援のあり方や地域づくりの考え方では対応しきれないことも出てきています

→誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが地域や社会に参加するとともに、困りごとを抱えた人を孤立させることなく、みんなで支えあう地域をつくっていくことを、改めて意識することが必要です

地域共生社会と地域福祉の推進

成年後見制度の利用促進

再犯防止の推進

仙台市基本計画(目指す都市の姿の1つ「多様性が社会を動かす共生のまちへ」)

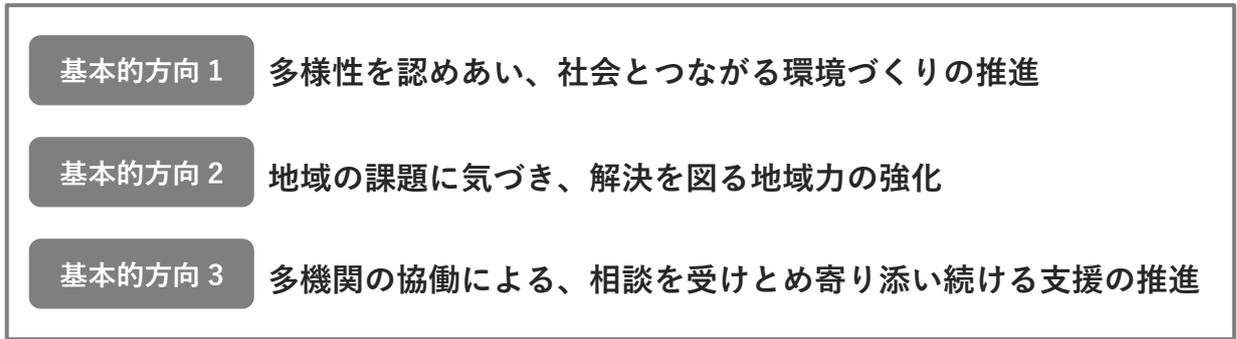
令和3~8年度 (仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン

基本理念 とともに生き、支えあうまち

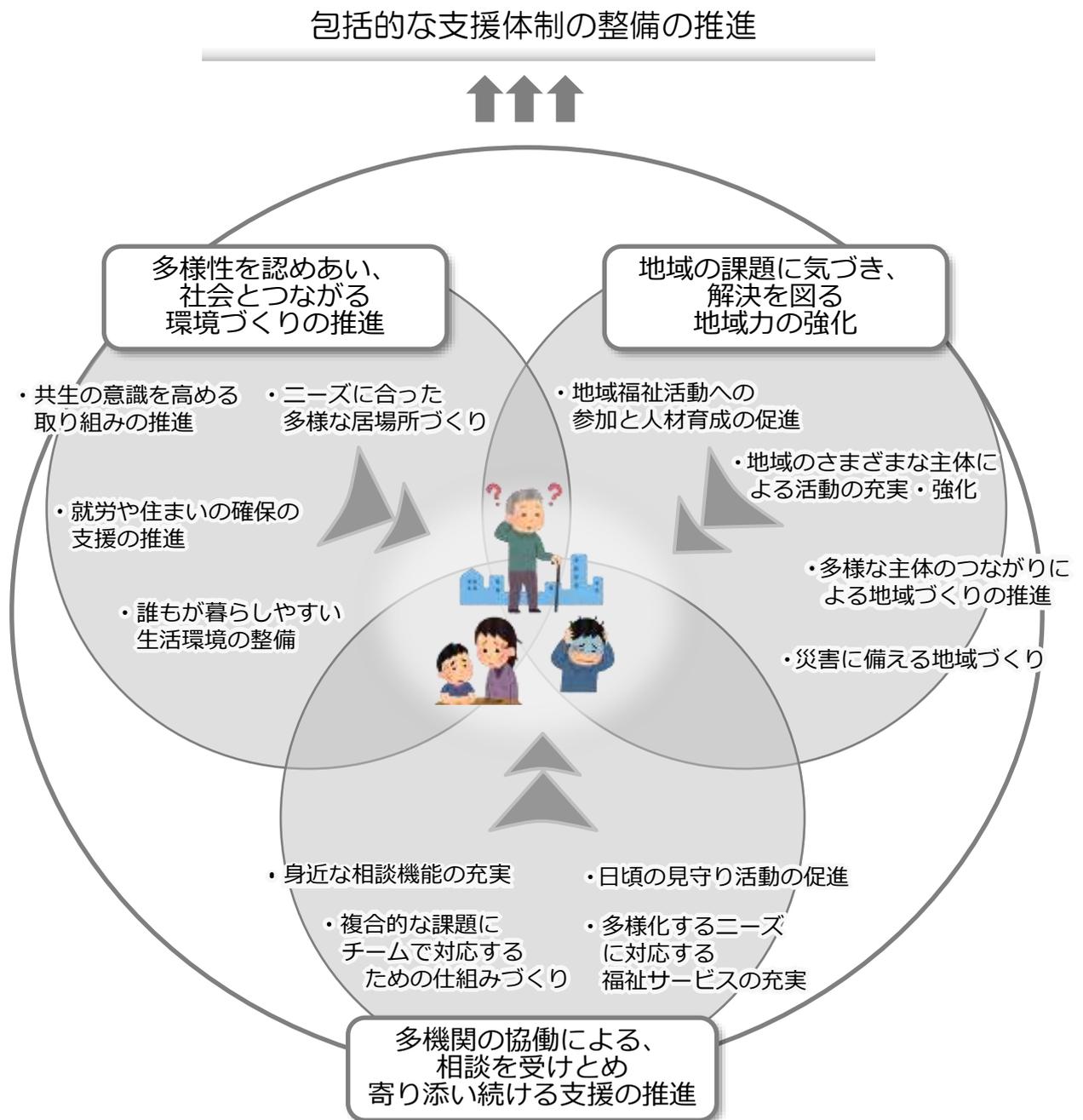
基本目標 誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、
自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る

3 基本的方向

基本理念、基本目標の実現に向け、本計画では次の3つの基本的方向を掲げ、下図の各施策を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進していきます。



■取り組みのイメージ



第4章 施策の展開

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る

基本的方向

1
多様性を認めあい、
社会とつながる
環境づくりの推進

2
地域の課題に気づき、
解決を図る
地域力の強化

3
多機関の協働による、
相談を受けとめ
寄り添い続ける
支援の推進

施策の方向

共生の意識を高める取り組みの推進

ニーズに合った多様な居場所づくり

就労や住まいの確保の支援の推進

誰もが暮らしやすい生活環境の整備

地域福祉活動への参加と人材育成の
促進

地域のさまざまな主体による活動の
充実・強化

多様な主体のつながりによる
地域づくりの推進

災害に備える地域づくり

日頃の見守り活動の促進

身近な相談機能の充実

複合的な課題にチームで対応するため
の仕組みづくり

多様化するニーズに対応する
福祉サービスの充実

基本的方向 1

関連事業は 53～57 号

多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

SDGs



<考え方>

- 人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していくことが必要です。
- 何らかの事情により地域や社会とのつながりが弱まってしまった方が、そのつながりを結び直したり、または新たなつながりをつくったりできるよう、安心できる居場所づくりや住民相互の交流を促進していくことが必要です。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても利用しやすい生活環境を整備する取り組みを進めることが必要です。

<施策の方向>

(1) 共生の意識を高める取り組みの推進

■現状や課題

- ・地域や人との関わりの機会が減り、また、地域の日ごろの交流に対する市民の意識の低下がみられる。
- ・障害や認知症などが誰にでも起こりうることと知る機会が必要。
- ・子どもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

- 一人ひとりが互いに尊重しあい、社会と関わりながら生きていく意識を育む取り組みを推進します。

(主な取り組み)

- ★地域福祉活動やボランティア活動に関する広報・啓発や活動参加の機会を通じ、幅広い市民に対する地域福祉への理解促進に取り組みます。
- ・障害や認知症、国籍、性別、多様な性のあり方、罪を犯したこと等を理由とした差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるための広報・啓発を進めます。
- ・子どもの頃からの人権教育や福祉教育、防災教育を推進します。

★は重点的な取り組み(以下、「重点」)

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

- ・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会が必要。
- ・気軽に参加しやすい雰囲気づくりが必要。
- ・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。



■方向性

○本人や世帯の状態やニーズに応じた、多様な形の居場所づくりを推進します。

(主な取り組み)

- ・子どもや子育て家庭の地域の居場所づくりの充実を図ります。
- ・障害や認知症、性的少数者、不登校やひきこもり、依存症など、何らかの事情を抱えた方本人やその家族が悩み等を共有したり、当事者同士で交流したりすることができる場づくりを進めます。
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供、保護者の相談支援等を行います。
- ・子どもから高齢者までの幅広い世代、多様な方が参加、交流できるサロン・サークル活動の充実を図ります。

(3) 就労や住まいの確保の支援の推進

■現状や課題

- ・少子高齢化や核家族化の進展により、一人暮らし高齢者や親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やDV被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。
- ・制度の狭間への対応が必要。



■方向性

○さまざまな事情で就労や住まいの確保に課題を抱える方に対し、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・失業や家庭の問題等により住まいを失った方や失うおそれのある方に対し、一時的な住まいの提供や家賃補助を行いながら、新たな住まいの確保等に向けた支援を行います。
- ・経済的に困窮した方等への就労機会の提供や就労支援を行います。

- ・ 障害のある方へ、生きがいや働きがいのある生活のための就労支援や、安心した暮らしのための居住支援の取り組みを進めます。
- ・ 住宅確保要配慮者居住支援法人や不動産団体など関係者と相互に協力した居住支援体制を構築し、年齢や所得、障害の有無等により住まいの確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。
- ・ 住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るため、市営住宅による入居支援を行い、民間賃貸住宅と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の構築を目指します。

(4) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

■現状や課題

- ・ 障害の特性により、限られた伝達方法だけでは情報が届きにくい方がいることを考慮する必要がある。
- ・ 外国人にも適切に情報を伝えるため、多言語による情報発信等を進める必要がある。
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要がある。



■方向性

- 誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・ 交通施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動に取り組みます。
- ・ 必要な情報が届くよう、障害の特性に応じた情報保障の取り組みを進めるとともに、外国人への多言語での情報提供等の充実を図ります。

基本的方向 2

地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

関連事業は 58～64 頁



<考え方>

- 地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その強みを活かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。
- 地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

<施策の方向>

(1) 地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

- ・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。
- ・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっている。将来の担い手となりうる方とのつながりを持ち、必要な時にお願いできる土台づくりを進めるとともに、参加する方の負担を減らし、参加しやすくする工夫が必要。
- ・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進が必要。
- ・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高める必要がある。

■方向性

- 地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や活動事例の共有を図ります。
- 新たな担い手の育成や活動者のスキルアップのため、各種講座等により人材育成を進めます。

(主な取り組み)

- ・ 市民や地域活動をする方が地域の福祉活動等に関する情報を入手しやすいよう、広報誌やホームページ等さまざまな媒体や方法による地域情報の発信を進めます。
- ・ 地域活動やボランティア活動等の事例の発表の場や、活動者間で課題を共有する場づくりを進めます。
- ・ 幅広い地域福祉活動やボランティア活動に参加し、体験し、学ぶことができる機会を設けることで、地域づくりをはじめ、介護予防、認知症対策、市民後見、子育て支援、地域防災などさまざまな分野で活躍する担い手の育成を進めます。

(2) 地域のさまざまな主体による活動の充実・強化

■現状や課題

- ・ 地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで地域において行われてきた対面による住民同士の交流や見守り活動が難しくなったり、差別や偏見により心の距離が生じたりと、地域のつながりに大きな影響が出ている。



■方向性

- 地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動の制約や住民の意識の変化を踏まえ、これまでの取り組みに加え、新しい形の活動を進めていくための支援を行います。

(主な取り組み)

- ★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。
- ★民生委員児童委員活動の広報・啓発を強化し、活動に対する地域住民への理解浸透を図るとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。また各種研修や情報提供等により、活動支援を進めます。
- ・ 一人暮らし高齢者等への支援団体や子育て支援団体、町内会、老人クラブ、自主グループやボランティア団体等、地域のさまざまな支援団体の活動の継続に向け、活動費の助成等による支援を行います。
- ・ 地域団体が新たな取り組みを行えるよう、適切な支援方法を検討していきます。

★は重点



小地域福祉ネットワーク活動について

小地域福祉ネットワーク活動は、市内 104 地区（令和 3 年 1 月現在）すべての地区社会福祉協議会で実施されている、住みよい地域づくりや身近な地域での課題解決を行おうとする取り組みです。

[主な活動内容]

- ・安否確認活動（訪問、声かけ、電気の消点灯や新聞受けの確認などのさりげない見守り）
- ・日常生活支援活動（ごみ出し、買い物、草取り、通院付き添い、雪かきなど）
- ・サロン活動（地域の高齢者、子育て中の親子、障害のある方などの交流や仲間づくりの場）
- ・連絡調整会議、調査、福祉マップづくり、研修、広報活動など



▲太白地区のサロン
「ふれあいサロンいこい」

こうした活動を通じて地域主体の支えあい活動の充実が図られており、住民が安心して暮らせる地域づくりにつながっています。

～地域の大切なつながりを切らさないために～



▲作成したリーフレット

市社会福祉協議会では、コロナ禍の地域福祉活動の再開・展開に向け、活動上の感染症予防についてわかりやすくまとめたリーフレットを発行しました（令和 2 年 10 月）。

コロナ禍においても各地域の活動者の方々が感染症予防をしながら工夫して取り組んでいる活動事例をホームページ等で紹介すること等により、つながりを切らさないための活動の継続を支援しています。

(3) 多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

- ・世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。
- ・地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。
- ・団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。



■方向性

- 福祉分野とまちづくりに関する分野が一体となった取り組みを推進していきます。
- 地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により CSW のスキルアップを図るとともに、体制のあり方の検討を進めます。
- ・地域課題解決に多様な主体の力を活かし、協働して取り組んでいくための仕組みづくりや事業を一層進めていきます。
- ・学校や企業、事業者等、地域のさまざまな主体と地域団体等が日頃から顔の見える関係をつくり、団体間のつながりを充実させながら、地域が一体となった取り組みを進めていきます。
- ・CSW や生活支援コーディネーター、市民センター等による、地域団体同士をコーディネートする機能や活動支援等の充実を図ります。

★は重点

(4) 災害に備える地域づくり

■現状や課題

- ・災害時の支援体制づくりの取り組みが進んでいない地域の状況把握や普及啓発が必要。
- ・平常時における取り組みが災害時に活かされることを意識することが必要。
- ・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等の担い手育成が必要。



■方向性

- 災害時要援護者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

- ★災害時における要援護者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や地域の実情に応じた支援を進めていきます。
- ・地域防災リーダーや災害時のボランティアの養成、防災教育の推進、防災意識の普及啓発により、地域住民の防災意識と対応力の向上を図ります。
- ・福祉避難所の機能強化や避難所運営マニュアルの作成、地域の自主防災活動への支援により、避難所の運営体制の強化と地域の防災力の向上を図ります。

★は重点



災害時要援護者支援の取り組み

大きな災害が発生したときは、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助けあいです。

本市では、平成24年度より、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録の申込をしていただき、その情報を町内会などの地域団体に提供する「災害時要援護者情報登録制度」を実施しています。

(令和2年12月現在の登録者数：約11,500名)

災害時に支援を円滑に行うためには、日頃から地域の中で住民同士が顔の見える関係をつくりながら、災害時の対応をイメージして地域ごとの支援のルールづくりを進めていくことが大切です。



▲災害時要援護者支援に関する手引き、事例集



基本的方向 3

関連事業は 65～70 分

多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い 続ける支援の推進



<考え方>

- 本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要です。
- 本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。
- 地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者など多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら支援機能全体を高めていくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 日頃の見守り活動の促進

■現状や課題

- ・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。
- ・特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することが必要。
- ・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。



■方向性

- 地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、継続した支援の取り組みの充実を図ります。

(主な取り組み)

- ★民生委員児童委員による見守り活動を充実していくため、活動しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・地域団体、ボランティア団体、企業等、地域の多様な主体による見守り活動等を促進するため、情報提供や連携体制の強化等による支援を行います。

★は重点

(2) 身近な相談機能の充実

■現状や課題

- ・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。
- ・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
- ・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。



■方向性

- 地域の身近な相談場所、相談機関等において、相談者の課題を幅広く受け止め、支援する機能の充実を図ります。
- 関係機関や地域の支援者等とのネットワークから支援が必要な方を把握し、支援を届けるアウトリーチ支援の推進を図ります。

(主な取り組み)

- ★CSW が各専門機関と協働で、地域の会議やサロン活動等へ出向き、地域のさまざまな相談を受けとめながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつなぎや伴走型の支援を行います。
- ・高齢者や障害のある方、子ども・子育て家庭、生活困窮者、刑務所出所者、DV・性暴力被害、いじめに関する悩み等、各分野の相談機関における相談支援機能の充実を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ仕組みづくりに取り組みます。

★は重点



民生委員児童委員の活動について

民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者や子育て家庭など、援助を必要とする方への見守りや相談助言を行ったり、支援が必要な方を行政や専門機関につないだりしています。民生委員法に基づく地方公務員で守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

市全体で 1,549 名（令和 3 年 1 月現在）が委嘱され、地域住民や関係機関・団体と連携、協力しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。



▲民生委員が高齢者等の自宅を訪問する様子



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)について

本市のCSWは市社会福祉協議会5区1支部事務所の職員が担っています。誰もが暮らしやすい地域づくりのために、地域住民の想いを受けとめながら、地域のみなさんや関係機関等と一緒に活動を進めています。

具体的には地域の新たな取り組みや担い手の育成に関する事、地域活動に関する事を幅広くサポートしたり、暮らしの困りごとの相談を受け止め、必要な支援につないだりするなど、地域の支えあい・助けあい活動の充実を図っています。

CSWが福祉委員に研修をする様子



活動事例

CSWによる高齢者の相談をきっかけとした見守り支援



民生委員
児童委員

「近隣の高齢者の行動に心配な点がある。感情の波があり、声をかけづらい。サービス利用の状況もわからず、どうすればよいのかわからない。」

支援の内容

CSWが地域包括支援センターと状況の確認をしたところ、親族からの支援が見込めない認知症の初期症状と思われる方だったことから、関係者による会議を開催することにしました。会議の席では、地区社協、民生委員児童委員、町内会、行政等が集まり、本人の状況やそれぞれができることについて情報を共有しました。

支援の結果

本人への理解が深まることで見守り体制ができ、また専門機関が関わり、緊急時の対応などが確認できたことで、近隣住民や地域の支援者の不安が解消されました。

さらに住民の皆さんが、この事例を地域の問題として受け止め、本人への関わり方の見直しや住民対象の研修会開催の検討につながりました。

▲社協だよりせんだい(令和元年8月1日発行)をもとに作成

(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

- ・対応するケースが複雑化、複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。
- ・支援者間での情報共有において個人情報の取り扱いが難しい。
- ・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。
- ・分野を超えた連携を進めていくため、他の相談機関の事業や制度を学ぶ機会、他の相談機関へのつなぎ方、分野横断の取り組みを推進する組織のあり方などを検討する必要がある。

■方向性

- 多職種・多機関による支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

(主な取り組み)

- ★各分野で進めている相談支援や地域づくりに関する取り組みを連携させながら総合的に推進していくためのあり方について、現状を分析しながら保健福祉センターをはじめ

めとした庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していきます。

- ・複雑なケースや制度の狭間のケースへの対応を強化するため、各相談支援機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- ・地域の支援者と関係機関、行政との支援のネットワークづくりを進めるため、事例検討や研修会等により、困難なケースへの支援のあり方の検討を進めます。

★は重点

(4) 多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。
- ・福祉サービスや福祉に関する相談先がわかりづらいという声があるため、デジタル化への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化する必要がある。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。

■方向性

- 福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、デジタル化推進に向けた検討を行います。
- 福祉の専門人材育成の取り組みを推進します。
- 市民ニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

(主な取り組み)

- ・福祉に関する各種情報提供の充実やさまざまな媒体による情報発信を検討します。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するための指導助言をし、福祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉従事者の人材確保や育成の取り組みを進めます。

第5章 生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本章では、第3章・第4章で示した内容のうち、本市において、これまで分野別計画として定めのない生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進の取り組みについて再整理します。

生活困窮者自立支援

平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。本市では生活に困窮する方への支援については、高齢や障害といった本人の属性にとらわれない横断的な支援を展開する重要な取り組みとして本計画に位置付けています。

成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本計画をそれぞれの法に基づく市町村計画として位置付けており、本章において、改めて現状と課題、必要な課題を整理することとします。

成年後見制度利用促進に関しては、特に専門職団体などの関係機関との連携に関する取り組みを、また、再犯防止推進については、刑務所や保護観察所などの国の機関や更生保護に関わる団体などとの連携に関わる取り組みを中心とした視点で再構成するものです。

～本章の考え方（地域のみなさまへ）～

何らかの事情により経済的に困窮してしまったり、認知症や障害等により日常生活等に支援が必要な状態になってしまったりすることは、いつでも、誰の身のまわりでも起こりうることです。

また、そうした「生きづらさ」を抱えながらも、適切な支援につながらなかったために罪を犯してしまう人もいます。

本章の施策においては、特に行政と関係機関等による専門的な支援の推進に主眼を置いています。その土台となるのは、地域のみなさまの取り組みに対する「理解」や、日頃の見守り活動等における「気づき」を適切な支援機関につないでいただく等の「協力」です。

本市では、地域のみなさまの理解と協力をいただきながら、関係機関等と連携して、誰もが孤立することなく安心して暮らしていけるよう、取り組みを進めていきます。

1

一人一人に寄り添い、自立まで伴走する支援

関連事業は 71～72 頁

平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行されて以降、本市では生活全般にわたるさまざまな課題について、相談者の話を聞き、関係機関と連携しながら、課題の解決と自立までの支援を推進してきました。

生活困窮者自立支援では、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えた時に、どのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

関係機関とのさらなる連携を図り、一人一人に寄り添いながら、自立への最初の一步を踏み出す支援が求められています。

■これまでの取り組み

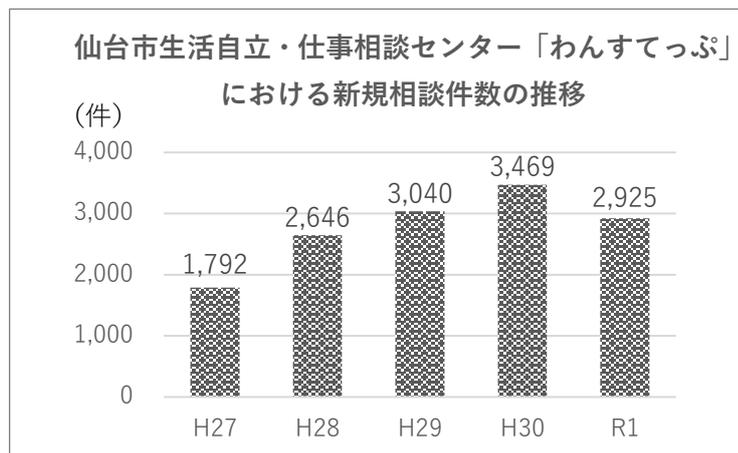
本市では、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行う機関として、平成 27 年 4 月に仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置し、生活困窮者の複合化した課題を包括的に受け止める支援を展開してきました。

長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や日常生活に課題がある方などに、社会とのつながりを築きながら、日常・社会生活における自立や就労を支援する事業（就労準備支援事業）や、その方のコミュニケーション上の課題などを理解し、就労訓練を実施する企業（認定就労訓練事業所）への普及啓発や運営支援を行ってきました。

また、生活困窮世帯の子どもの学習の確保と保護者への相談支援（子どもの学習・生活支援事業）や、離職等により住まいを失うことがないよう家賃を補助し、就労の機会を確保すること（住居確保給付金の支給）、ホームレス等住まいが不安定な方への支援（一時生活支援事業）を行っています。

令和 2 年度からは、家計管理に課題を抱える世帯が自ら家計を管理できるよう家計改善支援事業を実施しています。

支援団体等へ制度の周知を図っていることなどにより、関係機関等から仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」につながる方や、自ら相談に来る方が増えてきています。



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

(1)自立相談支援体制の充実

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合は、支援員と一緒に自立までのプランを作り、伴走しながら支援します。本市の自立相談支援機関では、支援プランを作るだけでなく、就労、就労準備、家計改善の支援も一か所で行っていることから、プランに沿ってそれぞれの段階に応じた支援メニューを適切な時期に選択することができるため、自立へのステップアップを円滑に行うことができます。

支援につながることで自立への入口となりますが、長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や、人とのつながりが少なく社会的に孤立している方などにとっては、自ら声を上げ、相談に訪れることが難しい場合があります。

また、家族以外の人とのコミュニケーションに慣れていないことから、福祉サービス等の手続きに行っても、自分の意思を十分に伝えることができず、支援の手前で立ち止まり必要なサービスや機関につながるできない方もいます。

こうした方が相談に訪れるのを待っているだけではなく、生活に困窮している方がいるとの情報を得て、支援員が本人のもとへ足を運んだり、福祉サービスの窓口に同行して手続きを支援したりするなど、積極的に出向いていく支援の必要性も高まっています。



<主な取り組み>

- ★仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた支援を引き続き推進します。
- ★支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。

★は重点



仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」と家計相談プラザの一体実施

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」では、生活困窮者やその家族、関係者からの就労や住まいなどの相談に応じ、必要な支援と一緒に考えながら、関係機関への同行や、就労支援などを行っています。

「わんすてっぷ」内には、レシートや通帳と一緒に整理しながら、簡単な家計簿をつけることから始め、自分自身で家計管理を行う意欲を引き出していく家計相談プラザも設置しています。

自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じることができるようになっており、スムーズな課題解決を支援しています。



▲自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じている様子

(2) 住まいが不安定な方への支援の充実

ホームレスの方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける就労支援などを行っています。

また、巡回相談員によるホームレスの方の生活場所への訪問や、シャワーや洗濯場所を提供する衛生改善事業、結核検診等によって、生活状況や健康状態を把握するとともに、民間の支援団体と連携しながら支援を進めています。

一方、終夜営業店舗等に寝泊まりしながら日雇労働に従事する方や、家庭不和によって家庭に居場所を失っている方など、生活実態の把握が困難な方、精神障害や知的障害があり、集団生活が困難な方からの相談も増えてきています。

日常生活支援住居施設など住まいが不安定な方が自立を目指すための制度が整備されてきていることから、これらの制度に対応するとともに、支援を必要とする方の多様なニーズに配慮しながら、地域での生活を続けられるようになるまでの支援が求められています。

<主な取り組み>

- ★ホームレスの方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう支援します。
- ・民間の支援団体と連携し、協働で支援に取り組めます。
- ・住まいが不安定な方が自立を目指すための制度に対応し、活用できる環境を整えていきます。

★は重点



ホームレス支援団体とのネットワーク

ホームレスの方の自立支援のため、毎月1回、定例ミーティングを開催しています。ミーティングには、ホームレス支援団体の代表者、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」職員、路上生活者等自立支援ホーム職員、路上生活者巡回相談員、健康福祉局職員などが参加し、ホームレスの方の健康状態や支援の状況など、さまざまな情報交換をしています。



▲定例ミーティングの様子

(3) 支援機関、部署等が連携した支援とネットワークの強化

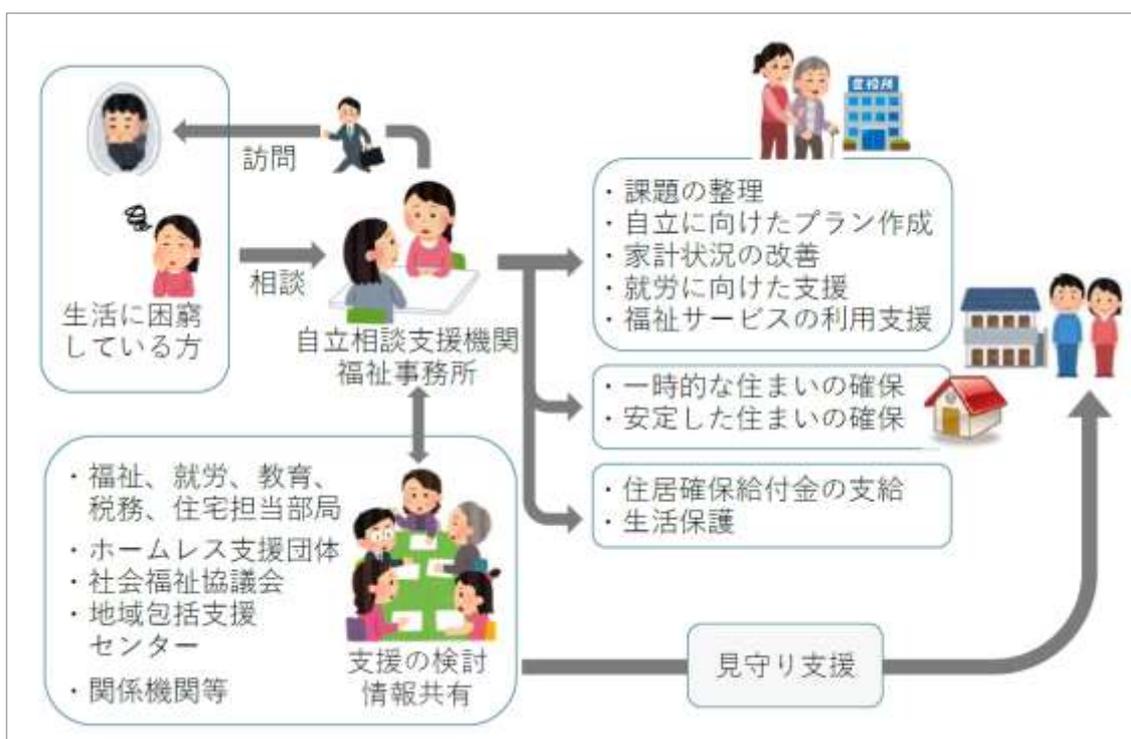
生活に困窮している方を把握した場合には、その状態が深刻化する前に自立相談支援機関につながることが、早期自立の鍵となります。

特に、課題が複雑化・複合化している場合は、これまで築いてきたネットワークを生かしつつ、複数の支援機関、部署等が連携し、互いの役割を認識しながら機能する支援体制の充実が必要となります。

<主な取り組み>

- ・生活に困窮している方の課題を共有し、連携して支援する仕組みの周知と活用を図ります。
- ・各支援機関、部署等で築いてきたネットワークの強化と更なる充実を図ります。

◆生活困窮者自立支援のイメージ



2 その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える

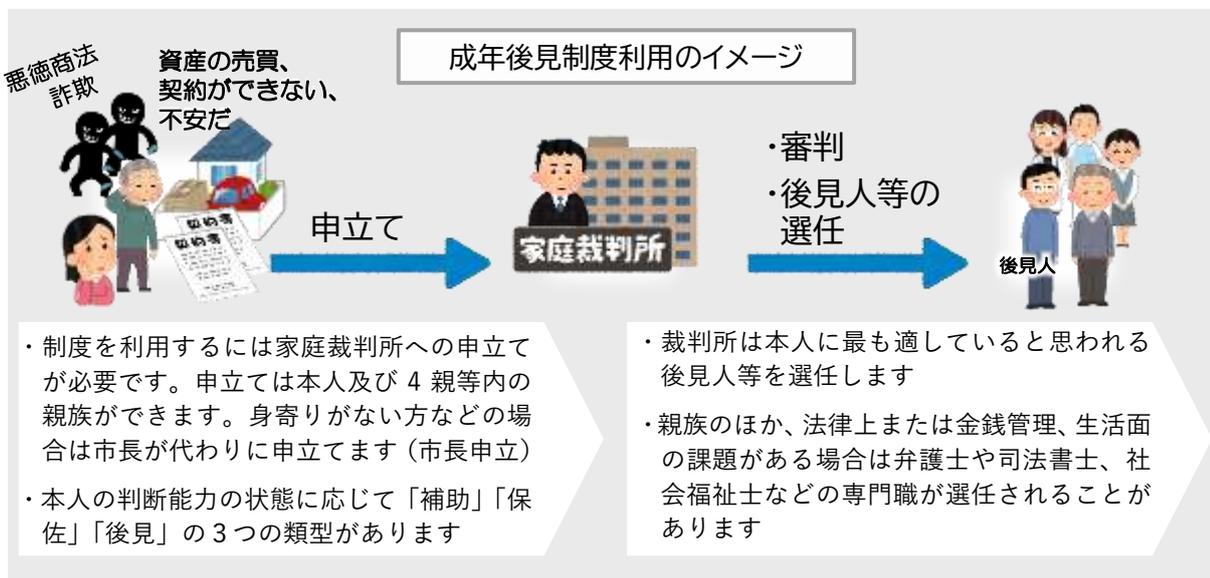
関連事業は 73～74 頁

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分の思いを伝えることや自分にとっての利益・不利益を理解するのが難しくなると、親族や周囲の人、あるいは悪意のある第三者によって、身体的・精神的な虐待や、金銭・財産の搾取など、その人の権利が侵害されることが起きやすくなります。

誰もが個人として尊重され、自分の思いや考えにもとづき、自分らしく暮らしていくことは憲法に保障された権利です。障害の有無やそれぞれの置かれた環境によらず、身体や財産が安全に守られ、自分の暮らし方について、自分で考え、自分で選び、自分らしい生活を続けられる地域をつくっていくことが必要です。

■成年後見制度の概要

認知症や障害などにより、自分の思いを伝えることが難しい人の権利を守る（虐待への対応を含む）ための方法の一つに成年後見制度があります。制度の対象となる方（以下、「本人」という。）や親族が家庭裁判所に申立てをし、裁判所が選任した親族や専門職などの後見人が本人に代わり、本人の意思に沿って財産管理や必要な福祉サービス利用等の契約を行います。制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがないなど申立てをする親族がない場合は市長が申立てを行います（以下、「市長申立」という）。



類型	対象者のイメージ
後見	簡単なことについて何度説明を受けても全く理解できない。契約は不可能。
保佐	簡単なことについて説明を受けると少しは理解できる。契約内容の理解が不十分で、支援が必要。
補助	簡単なことについて説明を受ければほぼ理解できる。契約はできるが支援があったほうが安心。

後見人等の権限は大きく以下の2つです

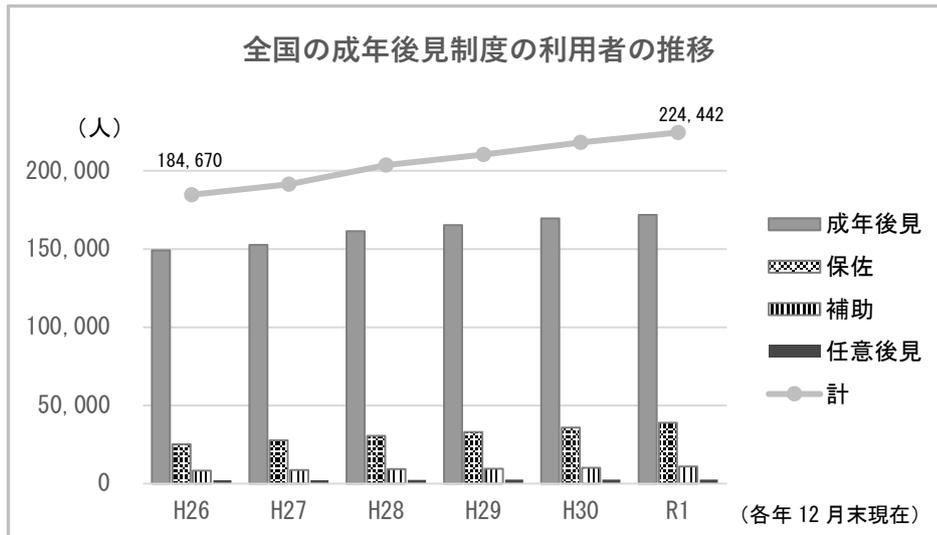
- ①本人が行う（行った）行為について同意する、または取り消すことができる
- ②財産の管理や契約などを代理することができる

※保佐や補助類型の場合、同意や代理権は本人の判断能力に応じて必要な範囲で定められます

■現状

認知症高齢者をはじめ制度の利用の対象となる方は増加していますが（83 頁参照）、その増え方に比べ、成年後見制度の利用者は増えていない状況です。また、利用されているのは後見類型がほとんどとなっています。

つまり、制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人が多くいるのではないかと、本人の状態にあった制度の利用のされ方がされていないのではないかと考えられます。このことは仙台市の状況を見ても同様です。



【資料】厚生労働省「成年後見制度の現状」（令和2年6月）より作成

仙台家庭裁判所管内の申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年)
後見	305	300	299	292	338	
保佐	42	56	60	57	63	
補助	9	12	4	7	12	
任意後見監督人選任	17	18	8	9	17	
合計	373	386	371	365	430	

【資料】仙台家庭裁判所

市長申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年度)
認知症高齢者	27	18	16	30	27	
知的、精神障害者	7	5	4	5	5	

【資料】仙台市健康福祉局

🏠 その他のデータ（83～84 頁参照）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）では、「成年後見制度がこれらの者（認知症や知的障害、精神障害のある方）を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない」とし、制度の利用促進を総合的、計画的に進めることを掲げています。

▶▶ 成年後見制度利用促進

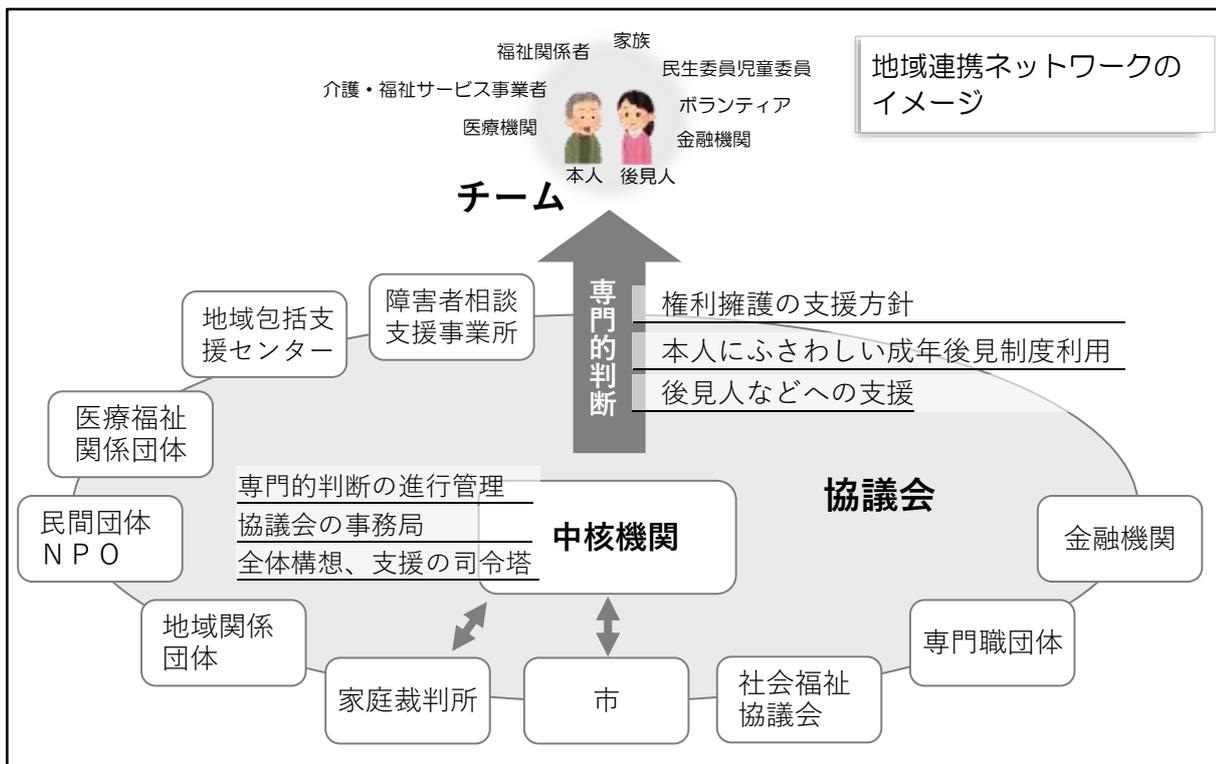
法にもとづいて策定された国の成年後見制度利用促進基本計画は、全国どの地域においても必要な人が制度を利用し、その権利が守られるよう、各地域で地域連携ネットワークの仕組みづくりに取り組むことを推進しています。

地域連携ネットワークは、本人と本人に日常的にかかわる支援者による「チーム」と、支援の各段階で本人の状況にふさわしい支援方法について、専門職団体や関係機関がチームに助言等を行える仕組みである「協議会」からなります。

チームへの専門的な助言は次の三つの場面で行うことが期待されます。

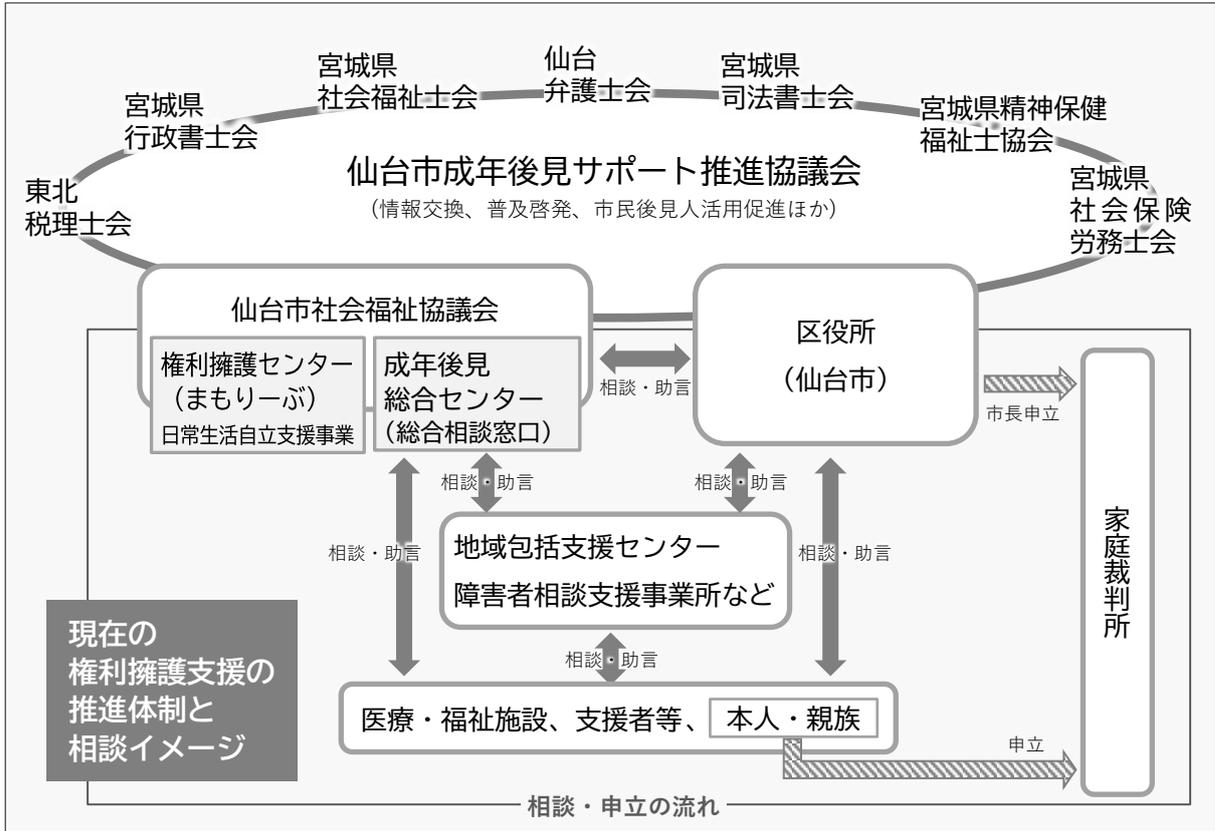
- ①権利擁護の支援方法を決めるとき
- ②権利擁護の方法として成年後見制度を利用するにあたり、本人にふさわしい制度利用（類型の選択や後見人候補者の推薦）を考えるととき
- ③後見人が付いて制度の利用が始まった後、状況の変化があったり、課題が生じたりしたとき

こうした各場面で確実に専門的な助言を行うために、協議会を動かす「中核機関」が必要となります。中核機関は協議会の事務局を担い、また、地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進に向けた全体構想を描き、その実現に向けた進捗管理、コーディネートも行うと想定されています。



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考に作成

■ 仙台市の現在の体制、取り組み



仙台市成年後見サポート推進協議会（平成 17 年設置、以下「サポ協」という）

成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を図ることを目的に、専門職団体と市社会福祉協議会、仙台市で構成しています。必要に応じて検討部会を設置し協議を行っており、仙台市成年後見総合センターの設置や市民後見人の養成・支援の取り組みにもつながっています。☎105 ☎で関係団体等を紹介しています

仙台市成年後見総合センター（平成 19 年設置）

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、市社会福祉協議会に設置しています。相談に対し、制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。サポ協の事務局を担っています。

市民後見人養成・支援

市民後見人は親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度に関する知識と技術を身に付け、専門機関の支援を受けながら活動する後見人のことをいいます。市社会福祉協議会が養成と活動支援に取り組み、平成 21 年度から養成研修を実施しており、これまで計 49 名を養成し、令和元年度末までに 22 名が後見人等となっています。

日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用前の段階では、本人による契約が可能な方を対象に市社会福祉協議会の権利擁護センターで、本人との契約にもとづき福祉サービス利用の援助や金銭管理等を実施しています。

各機関、団体等

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所では権利擁護に関する業務を担い、各区役所でも高齢者や障害のある方の総合相談を行っています。また、各専門職団体が成年後見制度等の相談窓口を設けているほか、高齢者や障害のある方を金銭的被害や権利の侵害から守るさまざまな官民の取り組みを行っています。

(1) 積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

制度の周知を一層進めるとともに、成年後見制度に限らず、本人の権利を守るのにふさわしい方法を選ぶことや、成年後見制度利用の手続き、親族が後見人となった場合にその親族が安心して後見人としての役割を果たせるような支援の充実も必要です。

権利の侵害への対応だけでなく、意思表示が難しい状況になっても本人の意思に沿った、本人らしい暮らしを続けるための意思決定支援、積極的な権利擁護を進めることが求められています。そのためには身近な地域の理解と支えあいとの関係づくりに加え、その人の状態にあった権利擁護のサービスや制度を利用できるよう、関係機関等が連携した地域の相談支援の仕組みづくりが必要です。

<主な取り組み>

- ★サポ協をはじめ関係機関等とともに、積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。
- ★地域連携ネットワークを構成する「協議会」、及び協議会を運営し具体の支援の進行管理等を行う「中核機関」について、これまでの取り組みや現在ある機能の充実を図りながら段階的に整備していきます。

★は重点

(2) 市民後見人が活躍できる環境づくり

市民後見人には被後見人と同じ地域に住む市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と、社会の各分野で積んださまざまな経験を生かした後見活動が期待されています。

これまで本市では、市民後見人候補者が受任できるケースは、市民後見人が過度の負担なく後見活動が行える場合としてきました。このため市民後見人の受任は年に数件程度に留まっているのが現状です。今後は、専門的に解決すべき課題がある場合でも、市民後見人が専門職等と関わりながら後見活動ができる仕組みを検討するなど、受任の機会拡大に向け関係機関等と調整を進める必要があります。

また、市民後見人の高い社会貢献意識や養成研修で培った知識や技術は地域の大きな財産であり、市民後見人の活躍の場を広げることも必要です。

<主な取り組み>

- ・市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所等関係機関との協議を進めます。
- ・市民後見人の活動支援の充実を図ります。
- ・地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。



市民後見人の活動の思い

「わたしたちは、あなたの生涯を支える人生の伴走者でありたい」

これは、仙台市の市民後見人養成研修の第1期生たちで作成した「市民後見人倫理綱領」の主題です。

仙台市では、原則として一人の市民後見人は一人のみ受任することとしているため、きめ細やかで親身な支援を行うことができます。活動報告からも、対象となる方に寄り添い、たとえその方の意思表示が難しい場合でも、その意思をさまざまな方法でくみ取ろうとし、思いに応えようとする真摯な姿が伝わってきます。まさに意思決定支援の形を具体的に見せてくれる活動となっています。

仙台市の市民後見人養成研修は、活動の実務について80時間以上のカリキュラムがあり、修了後も毎年、継続研修を行い、知識と技術、受任するまでの意欲の維持・向上に努めています。さらに、修了生同士で自主グループをつくり、活動内容について相談し、学び合い、成年後見制度の広報啓発にも取り組んでいます。

市民後見人綱領から

わたしたち市民後見人は地域の中で

- 1 あなたの思いを大切に
- 2 大きな目で見て
- 3 大きな耳で聴き
- 4 約束を守り
- 5 皆さんと協力し

あなたに寄り添います。

活動の心がけ

3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ

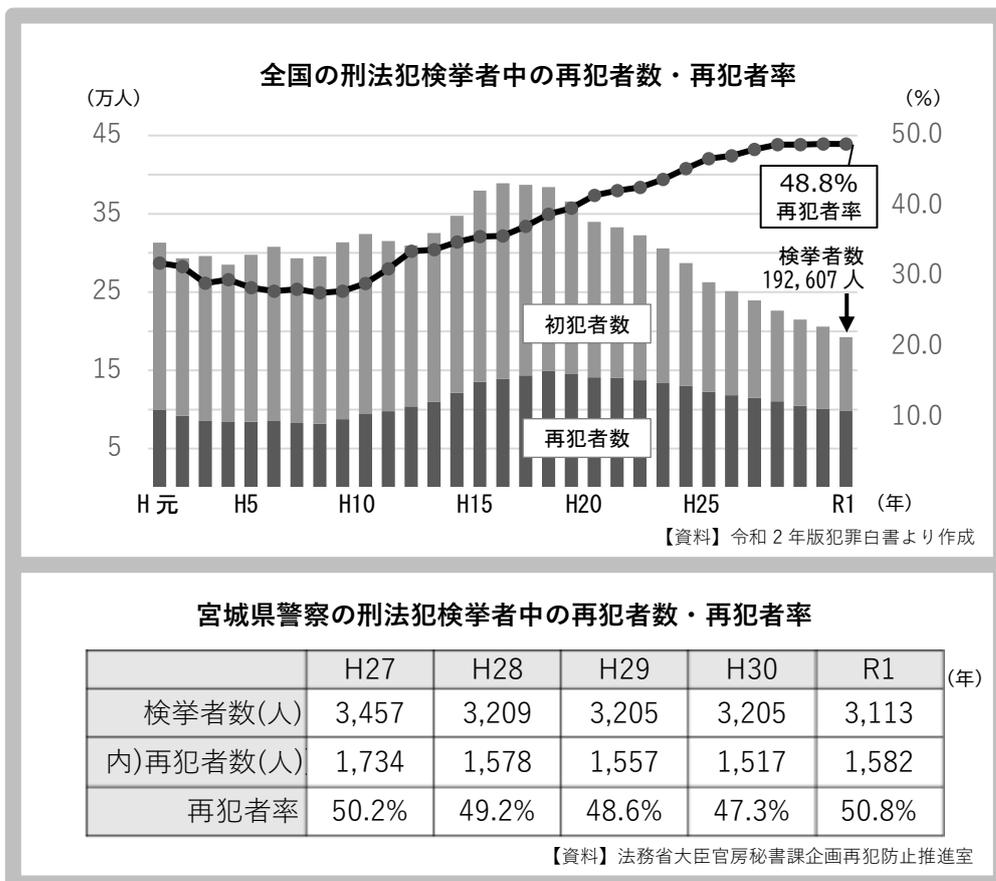
関連事業は 75～79 頁

犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。刑務所や少年院を出た人が再び罪に手を染めることのないよう、立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害を防ぐことにつながります。また、それは誰一人取り残さない社会の実現に向けた大切な取り組みでもあります。

罪を犯した人(※)は社会的に孤立しやすく、例えば刑務所から社会に戻っても生活基盤を築くことや必要な支援を受けることが難しく、それが更生を妨げる要因の一つにもなっています。このため、立ち直ろうとする人やその人を支える取り組みへの市民の理解が重要となります。こうした市民の理解のもと、保護観察所や刑務所など国の機関との役割分担を踏まえつつ、関係機関が連携を一層深め、必要な支援につながる環境づくりを進めていくことが必要です。

■現状

窃盗や傷害・暴行、恐喝などの刑法犯で、全国の警察に逮捕などされた人のうち、以前にも犯罪をしたことのある人(再犯者)の割合は、初犯者が大幅に減っていることから相対的に上昇し、5割に迫っています。宮城県警察においても同様の傾向となっています。



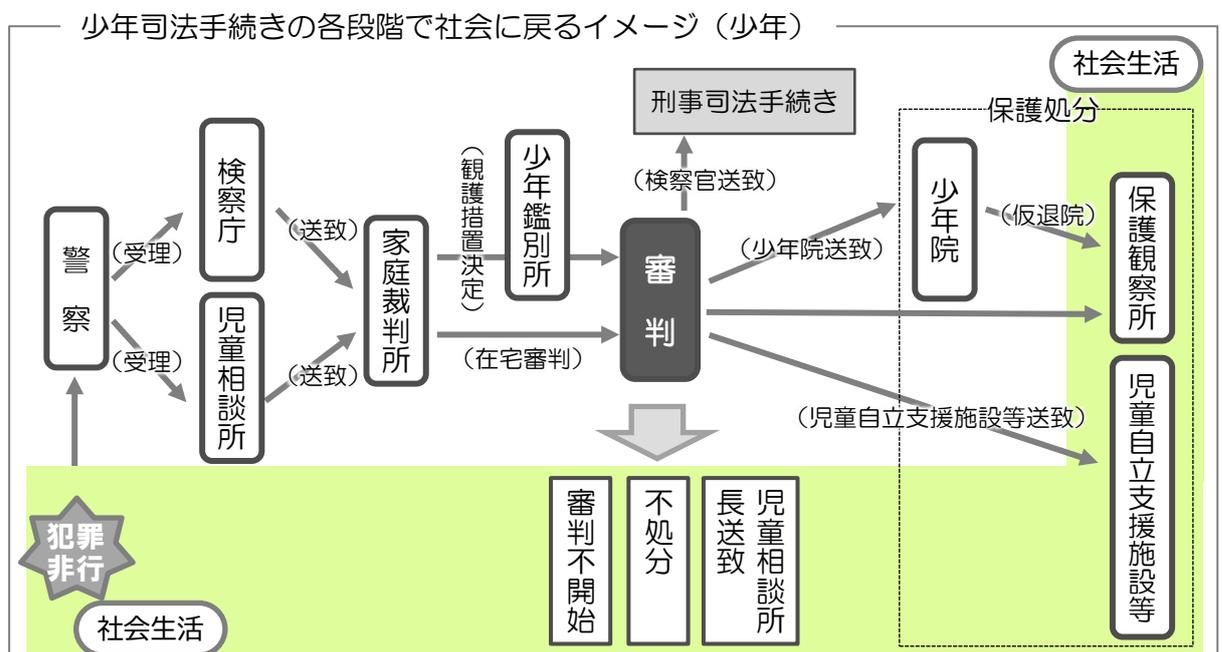
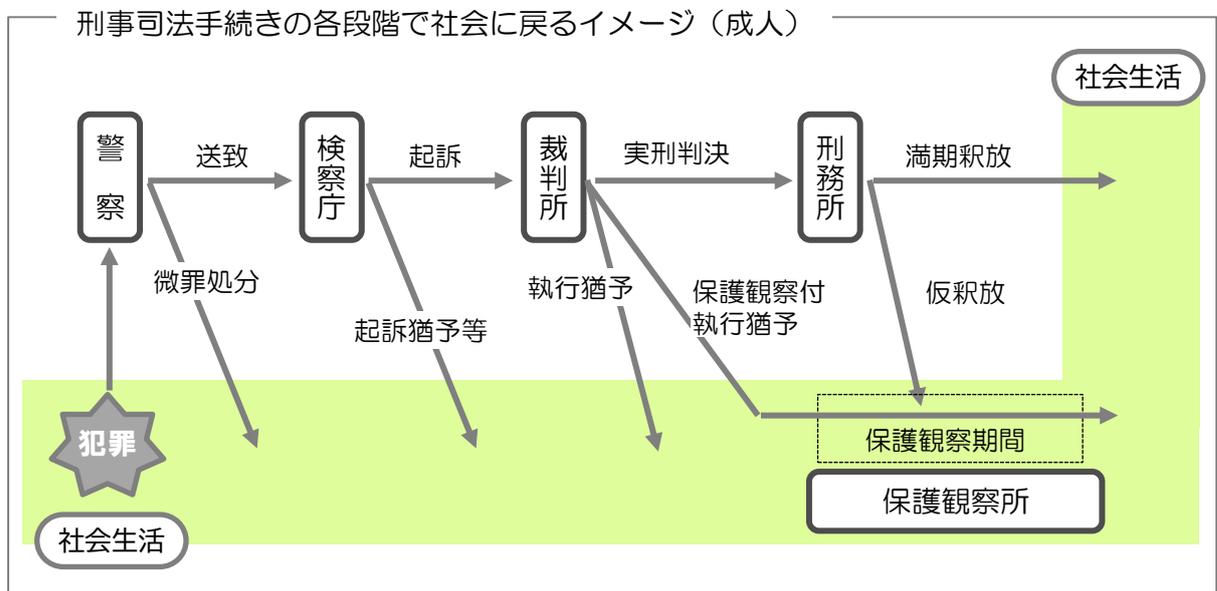
その他のデータ (84～85 頁参照)

※ 本計画において「罪を犯した人」とは、法及び法成立時の附帯決議を踏まえ、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分(※)の審判を受けた人、または微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人を言います (46 頁参照)

犯罪を繰り返す人の中には認知症や障害、依存症などがある人も必要福祉サービスや医療につながっていない人がいます。また、「罪を犯した人」という偏見や差別により、住むところや働くところも見つからず、あるいは福祉施設への入所や利用も難しく、経済的、身体的、精神的に生活が立ち行かなくなり、再び犯罪に手を染めてしまうことがあります。

法務総合研究所が平成24年に出所を控えた受刑者に対して行った調査では、「もう二度と犯罪はしない」と決意している人が8割以上にのぼります。つまり、刑務所を出所後、適切な支援につながっていれば、防げた犯罪、防げた被害があるといえます。

「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えているのは罪を犯した人に限ったことではありませんが、犯罪や非行をしたことで社会生活を一定期間離れていることや、根深い偏見などにより、必要な支援に「つながりにくい」状態であることへの留意が必要です。



(1) 支援へのつなぎと、息の長い支援のための連携促進

釈放後の生活は本人の意思が尊重されるため、支援をするには本人の同意が必要です。しかし、なかには公的機関への拒否感や犯罪をした自分自身への低い自尊感情、支援を受けることの必要性の理解が困難なことなどにより、支援を受けようとししない人もいます。このため、釈放の前後で、支援を受けながら立ち直ろうとする本人の意識の醸成を図ることが重要です。

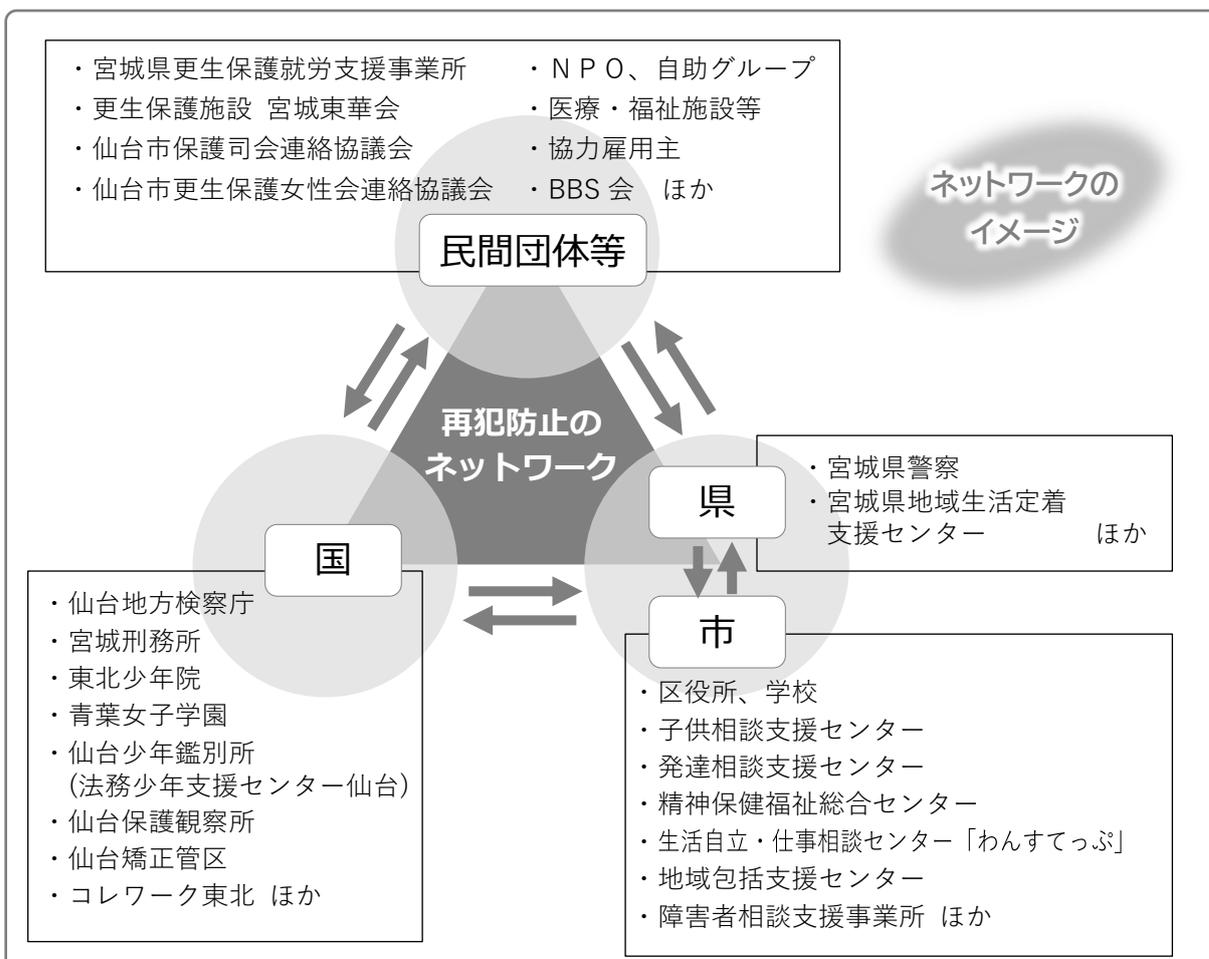
社会生活を送る上で複雑な課題がある場合は、さまざまな角度から解決の糸口を探ることとなります。そのためには地域のさまざまな機関や団体の活動を有効に生かせるよう、地域資源の情報を共有しておくことが大切です。

立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要です。それは一人の支援者で行えるものではありません。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが大切です。関係機関が連携を密にしながら支援していくことが必要です。

<主な取り組み>

- ・ 関係機関、団体の活動や、立ち直り支援に資する地域資源の情報共有を図ります。
- ★ 関係機関団体による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めます。

★は重点



☞106～108☜で主な関係機関・団体を紹介しています

<国等による主な取り組み>

- 刑務所、少年院及び保護観察所では犯した罪や非行に対する責任の自覚の促しや、薬物依存や性犯罪など特性に合わせたプログラムの実施、出所後の就労に向けた職業訓練や就労支援をしています。少年鑑別所では心理的な観点などから効果的な指導について助言します。
- 釈放に際し福祉的支援が必要な人は、地域生活定着支援センターが施設への入所などを調整し、日常生活を支援しています。
- 釈放後に住む場所がないなどの場合は、保護観察所が更生保護施設などへの入所の調整などを行います。
- 就労支援事業所では就職活動支援、職場定着支援及び協力雇用主の開拓等を行っています。
- 検察庁では、不起訴や執行猶予処分となり刑務所に入らず釈放される人について、必要に応じて福祉的な支援につなぐ調整をしています。
- コレワークでは、刑務所や少年院を出た人の雇用を希望する事業主に対し、採用等に関する各種サポートを行っています。

これら罪を犯した人への支援と、高齢や障害、子ども・子育て、生活困窮等の福祉施策を組み合わせ、また切れ目なく行っていくための連携充実を図っていきます。

(2) 立ち直り支援への理解と協力を広げる

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより、住居や就労といった生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

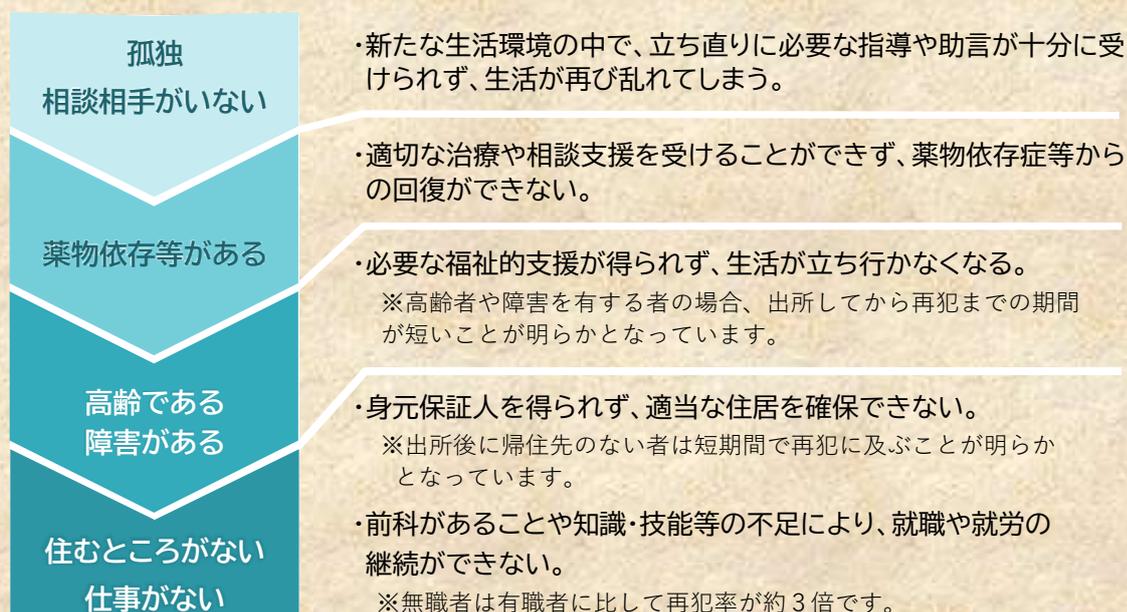
犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、法務大臣の委嘱を受け、保護観察所と協力しながら罪を犯した人の改善更生を支える保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS会（青年ボランティア団体）、協力雇用主などさまざまな支援活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。

<主な取り組み>

- ・共生の意識を高める取り組みを推進します。【基本的方向 1(1)ほか】
- ・社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。
- ・セーフティネット住宅登録制度や協力雇用主の制度等の周知を進めます。
- ・依存症等についての理解を広げます。

立ち直りへの壁 （法務省リーフレットを参考に作成）



(4) 被害者支援、地域の安全安心の推進

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画は、「(再犯防止施策は) 犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性を踏まえて行うこととしています。

本市でも当然にこれらの考えを踏まえ、再犯防止の施策の前提として犯罪被害者への支援や地域の安全安心の取り組みを推進します。



<主な取り組み>

- ・ 犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族の生活を適切な支援につなぎます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター事業等により DV 被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。
- ・ 犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

第6章 計画の推進

計画の進行管理、評価

- 本計画策定にあたっては、本市の附属機関である「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下、「地域福祉専門分科会」という。）に諮問し、その意見等を参考としています。
- 本計画の進行管理にあたり、地域福祉専門分科会に毎年度取り組み状況を報告し、その意見・評価結果等を市ホームページで公表します。
- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進については、別途関係者間で協議を行い、その内容について、地域福祉専門分科会に報告することとします。
- また、地域の実情やニーズを捉えて施策を展開するため、地域福祉専門分科会による意見・評価結果を踏まえて、施策内容の見直しや拡充に関する検討を行います。

市の関係部局内の連携

- 本計画は、高齢、障害、子ども・子育て等、福祉の分野別計画と密接に関連するとともに、まちづくりや防災、安全安心の取り組み等、幅広い分野との関わりがあります。そのため、庁内のさまざまな関係部局と連携しながら、分野の枠を超えた組織横断的な施策展開や市民協働により、本計画の施策を総合的に推進していきます。

市社会福祉協議会との連携

- 本計画と市社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」の推進にあたっては、両者が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、現場の声を共有しながら、身近な地域での地域福祉の推進を図ります。